

平成26年第2回熊野町議会定例会

会議録（第1号）

1. 招集年月日 平成26年6月11日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 平成26年6月11日

4. 出席議員（15名）

1 番 沖 田 ゆかり                      2 番 片 川                      学  
3 番 時 光 良 造                      4 番 民 法 正 則  
5 番 荒 瀧 穂 積                      6 番 大瀬戸 宏 樹  
7 番 藤 本 哲 智                      9 番 山 吹 富 邦  
10 番 山 野 千佳子                      11 番 久保隅 逸 郎  
12 番 中 原 裕 侑                      13 番 尺 田 公 造  
14 番 佛 圓 大 源                      15 番 南 田 秀 夫  
16 番 馬 上 勝 登

5. 欠席議員（0名）

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	三 村 裕 史
副 町 長	立 花 隆 藏
教 育 長	林                      保
総 務 部 長	内 田                      充
民 生 部 長	清 代 政 文
建 設 部 長	森 本 昌 義
教 育 部 長	藤 森 孝 弘
総 務 部 参 事	石 井 節 夫
総 務 部 次 長	岩 田 秀 次
民 生 部 次 長	光 本 一 也

建設部次長	民法勝司
教育部次長	三村伸一
企画財政課長	宗條勲
商工観光課長	時光良弘
税務課長	貞永治夫
福祉課長	加島朋代
住民課長	西村隆雄
健康課長	隼田雅治
生活環境課長	中井雅晴
都市整備課長	曾根和典
開発指導課長	林武史
上下水道課長	沖田浩
生涯学習課長	中村憲治
会計課長	光本琴音

~~~~~○~~~~~

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|         |       |
|---------|-------|
| 議会事務局長  | 立花一郎  |
| 議会事務局書記 | 小川征一郎 |

~~~~~○~~~~~

8. 議事日程（第1号）

開会宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 一般質問

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

（開会 9時30分）

○議長（馬上） おはようございます。

議員各位におかれましては、早朝より御苦勞さまでございます。また、傍聴者の皆様

におかれましては、いつも町議会に御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。  
傍聴をしていただくことによって、私ども議員も適度の緊張感で臨むことができますこ  
とを大変喜んでおります。今後ともよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから平成2  
6年第2回熊野町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

~~~~~〇~~~~~

○議長（馬上） これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番久保隅議員、  
12番中原議員、14番佛圓議員を指名いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（馬上） これより日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日より17日までの7日間をしたいと思いま  
すが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、会期は本日より17日までの7日間とす  
ることに決定いたしました。

これより、議案等の説明を求めため、町長、その他の関係職員の出席を求めます。  
暫時休憩いたします。

（休憩 9時32分）

（再開 9時32分）

~~~~~〇~~~~~

○議長（馬上） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより日程第3、諸般の報告を行います。

報告は事務局長より行います。

事務局長。

~~~~~〇~~~~~

○議会事務局長（立花） 諸般の報告をいたします。

3月21日、筆の日の式典が筆の里工房で開催され、議長を初め、多くの議員が出席

いたしました。

3月24日、熊野黒瀬トンネル開通式が開催され、議長を初め、多くの議員が出席いたしました。

4月1日、議会運営委員の欠員に伴い、佛圓議員を新しく委員に指名いたしました。

4月18日、広島県町議会議長会の定例議長会議が開催され、議長が出席いたしました。主な議題は、功労金の支給、県内町議会議員研修会の開催等について協議を行いました。

4月23日、平成26年度熊野町女性会総会が町民会館で行われ、議長が出席し、祝辞を述べました。

5月23日、平成26年度第1回安芸地区消防運営協議会が安芸消防署矢野出張所で開催され、議長が出席しました。主な議題は、平成25年度安芸地区の消防事務の負担額等について協議を行いました。

5月22日、広島県町議会議員研修会がKKRホテル広島で行われ、多数の議員が出席いたしました。研修内容は、午前が、前総務省自治財政局長元地域力創造審議官椎川忍氏による「私の考える地域力創造のポイント」、午後からは「ウクライナをめぐるロシアと欧米」と題しまして、NHK解説委員石川一洋氏から講演をいただきました。

5月25日、熊野町交通安全推進大会が町民会館のふでりんホールで開催され、議長が出席し、祝辞を述べました。

5月27日、28日の両日、第39回町村議会議長・副議長研修会が東京で開催され、正副議長が出席いたしました。研修の内容は、1日目に山梨学院大学法学部教授、江藤俊昭氏による「住民と歩む地方議会」についての講演と、シンポジウムとして「これからの町村議会のあり方」について、4つの町議会議長の方々によるパネルディスカッションが行われました。2日目には、民俗研究家結城登美雄氏による「地域づくりを考える」と、ジャーナリスト後藤謙次氏による「日本の政治経済の現状と今後の行方」について、それぞれ講演をいただきました。

5月29日、市町村立美術館活性化事業として「丸亀市猪熊弦一郎現代美術館所蔵作品による猪熊弦一郎展」総合開会式が、筆の里工房で開催され、議長が出席し、祝辞を述べました。

6月2日、議会全員協議会が開催され、報告案件4件、協議案件1件が協議されました。

6月6日、議会運営委員会が開催され、委員の互選により、新しく佛圓議員が副委員長に就任されました。また、第2回町議会定例会の議事運営について協議が行われました。

続きまして、議長宛てに陳情書が提出されていますので御紹介いたします。事前にお配りしております「陳情書・要望書等一覧」の資料をごらんください。

4月7日、「地球社会建設決議に関する陳情書」が、横浜市在住の荒木實氏より提出されております。

5月9日、「地方自治体における政党機関紙「しんぶん赤旗」の勧誘・配布・販売について自治体独自での実態調査及び是正を求める陳情」、「地方自治体における政党機関紙「しんぶん赤旗」の勧誘・配布・販売について実態調査を要請する決議を求める陳情」が、行橋市議会議員、小坪慎也氏より提出されております。

5月20日、「要支援者を介護予防給付から外すことに反対する陳情書」が、国民大運動広島県実行委員会から提出されております。

また同日、「特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書」が、秘密法廃止！広島ネットワークから提出されております。

5月22日、「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書」が、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団広島原告団から提出されております。

諸般の報告は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 以上で報告を終わります。

これより日程第4、一般質問を行います。10名の議員より通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、15番、南田議員の発言を許します。

南田議員。

~~~~~○~~~~~

○15番（南田） 南田でございます。皆さん、おはようございます。

私も議員になりましてことし50年になるのでございます。昔を振り返ってみるのに、昭和13年に役場に入りまして、ことしで75年になります。その間、皆様にかわいがっていただいたのでございますが、既に今90歳になった身でございます。しかし、まだ気分だけは若うございますので、一生懸命に熊野町のために尽くしたいと思いますの

で、よろしくお願いたします。

本日は、町長の平成25年3月の私に対する答弁に対して反論をいたします。

町長は平成19年就任と同時に、所有権は熊野町にはない、町民のものであると、ため池の所有権を宣言しております。しかし、所有権の登記は実行していない。その後、その理由として、平成25年3月議会で、所有権は町にはなく、受迫という人格であると確信していると発言した。しかし、人格は民法3条で生まれることで授かるものであり、つくることのできるものでないのが人格でございます。受迫には人格はなく、民法239条2項で無主になり、国に帰属しています。したがって、町長の発言に間違いがあります。強いて言えば、民法95条で錯誤登記をした熊野町の所有権であるのでございます。1筆は現在、既に熊野町に登記がしております。

次に、熊野町長は所有権は熊野町にはない、町民のものであると発言しているのに、平成25年3月の答弁で、所有権は町にはなく、受迫という人格であると確信していると答弁している。ところが、民法206条では、所有権とは法令の制限内において自由にその所有物の使用、収益及び処分する権利を有する、これが所有権であると示されてあります。しかし、ため池については法的処理は一切してありません。

しかし、この土地は明治31年に適用を受けていた旧法は廃止にされ、同年、6月公布の新しい民法のもとに管理されており、現在に至っております。人格のない無主地は、民法239条2項及び民法95条により、熊野町の所有であります。熊野町の所有といいましても、これは法的にする権利があるのでございます。現在は受迫ため池となっております。

ところが、熊野町にはその土地に賃貸借契約を締結し、公金で賃貸料を支払いしております。しかし、この土地の賃貸契約はできない、白紙で何ら効力は発生しないと私は考えております。

町長はそのことはよく知っておりながら、ただ、ため池は町に所有権はない、町民のものであると発言するだけで、町の所有であることを調査した書面はありながら、これは認めていない。この調査した書面でございますが、昔、助役において県において調べて戻った書類を議会に配り、私らもいただいておりますのでございますが、この書類は公文書ではないとして受け入れられていないのでございます。

ところが、民法90条では、公の秩序や社会道徳観念に反することを目的とする法律行為は無効とされております。したがって、民法90条、公の秩序や善良な風俗に反す

る事項を目的とする法律行為は無効とするとされているのでございます。すなわち、国家や社会等、一般的な秩序や善良な風俗に反する事項を目的とする法律行為は無効とするとあるのでございます。つまり、初めからなかったことになる熊野町のため池の契約でございしますが、したがって、町長が熊野町であるとして行った行為は無効ではなく、なかったことになる。すなわち白紙に戻るのでございます。

したがって、これらの行為で町が受けた損害は、町長は速やかに回復する義務がある。その実行ができなかったときは、町長は町民に対し損害賠償の責任を負う義務が生じると私は考えます。町長は訴訟をしてでもその責任を果たす義務があると思うのでございます。

したがって、現在の町の行為は私は信じる事ができないのでございます。行政と賃貸人は行動をともにした形跡があります。行動をともにしながら違法行為を平然として行っているのでございます。このことについては、町は司法に対し告発すべき義務はないのでしょうか。お尋ねいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 通告書に基づき、南田議員の二つの御質問のうち、1番目の「かご池受迫について」の御質問は私から、2番目の「保安林の中間報告を」の御質問は、建設部長から答弁をさせます。

かご池受迫の御質問に関しましては、3月定例会で詳細に答弁をさせていただいております。

まず、所有権は明治23年、熊野村議会の議決及び熊野村の譲渡の意思表示に基づいて移転しており、登記簿の所有者欄にもその旨が記載されております。

次に錯誤の指摘でございしますが、私は、120年も前の議決や意思表示に錯誤があったかどうかの立証は困難でありまして、現在においてそれを議論することの意味・必要性はないと考えております。

賃貸借に関しましても、当初契約から半世紀余りでございしますが、この間に、契約に関して異議申し立てがあったことはなく、学校が利用できないなどの不利益が生じたこともございませぬので、借地契約の継続も問題ないと考えております。

最後に、登記に関してでございますが、登記を行うか否か、登記簿名義をどうするかは所有者が決める問題であります。したがって、かご池受迫でいえば、代表の方を含め、関係者間で判断されることと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） 南田議員の「保安林の中間報告を」の御質問にお答えいたします。

深原地区町有地造成事業は、平成22年9月に、広島県と費用負担等を定める基本協定書を締結し、県が実施する主要地方道矢野安浦線改良事業に伴う残土処分地工事と町が実施する本事業を合併工事として施工することといたしました。また、町は平成23年度から町有地造成事業に係る工事を広島県に委託し、本年3月に事業が完了して、県から引き渡しを受けました。

次に、平成22年度から事業完了までに要した本町分の事業費でございますが、工事費に3億9,965万円、用地買収等の用地補償費に5,465万2,000円、保安林解除、開発行為申請書等の作成に要した測量試験費に6,052万4,000円で、合計5億1,482万6,000円でした。

また、全体事業費のうち約55%の2億8,240万円は社会資本整備総合交付金として国から交付されており、残りの約45%の2億3,242万6,000円は、町費から支出しております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 南田議員。

~~~~~○~~~~~

○15番（南田） 町長にお伺いします。町長はこの池について、常に町民の所有であり、町に所有権はないという話で始まって話で終わるのでございますが、その問題を私は尋ねているのでございませぬ。町長の言葉を信じておりませぬ。日本には何千年も前からため池はあるのでございます。現在、問題になっているため池も、明治以前につくられたものが全部でございます。そのころの所有権は、これは徳川時代の幕府が管理した時代から、土地台帳というものがその藩にあって、その藩から熊野町へ対してセテヨウが送



られたものに基づいて新しく台帳ができておるのでございますが、旧台帳は法律上、今は完全に使われていないので申しませんが、この旧台帳から載った池であり、今できたものとか、10年前にできたものではございません。しかし、この法律は、前からも申しますように、太政官布告によって明治31年までは管理されており、太政官の通達によって国民にいろんな法律は公布されていたのでございます。

その間、明治22年から3年にかけて、この池について登記がされたり、いろんな問題が議会で決議があったりしてあるんですが、この問題はもう何十回も言うたことか、ここで答弁して説明してもらって、こっちも私が説明して答弁もらっておりますが、そこは意見が根本的に違うのでございます。

私が言うのは、池は今、明治の時代、今の現代に入ってできたものではないのでございます。その分が何でそのころから個人のものになっておった。それは証拠もなしに、ただ個人のものであったいうて。自分が法律をつくられるように、私は個人のものだろうと、何であろうと、台帳いうものを見て、台帳にあるからこうなるのではないかと。

結論で言うのは、今私が町へ申しますのは、この法律は明治31年に新しい法律ができておるのでございます。町長の答弁や説明は、旧法に入ったり、新法に入ったり、どこがどこやらわからぬのでございます。要は、現在の所有権は誰にあるかでございます。私はそれについて前から申しておるのでございます。

きょうは言いません。言うても同じことの繰り返しになる。ただ、町長は悪ければ告訴しなさい。私はおとといもあるところに行って相談しました。告訴ができる問題じゃないです。告訴というのは自分の逃げ口上ですよ。

私はここで裁判について、傍聴もおられる、皆さんも役場もおられるが、裁判いうものはそういう簡単にできるものじゃないです。町長の、裁判せい言うてくれる言葉はありがたいですよ。今、私が裁判を起こして、このため池について結論が出るまでに、それは自分の自由ですよ、自分がする言うて、弁護士を雇わず、裁判はできんですよ。はるかに1,000万円は超します。町長は町の予算で裁判する。これができるわけがないですよ。それがええ、悪い言うんじゃなしに。

町長は大学を出られて、日本で最高学部を出られて学者ですよ。私は小学校しか出らんのですよ。とにかくばかの一つ覚えで、土地の移動についてのことや何かは非常に自分なりに研究しておるのでございます。

町を責めるとか、町長を責めるとかは、やった事務を責める考えはございません。私

はそれだけの資格がある人間ではないんです。しかし、今これをこのまま永久にしておいたら、この賃借料の支払いはいつやむんですか。払うべきでない金を払っていかれるから文句を言うんですが、それに対してああじゃ、こうじゃ言われたら、永久に払うということですが、いつやむんですか。その間の銭は誰のお金ですか。私はそこを言うんですよ。町民のことを思えばこそ、現在まで金額はわずかですよ。昭和40年に1回目を払って、始めるまで2回目の分が平成元年から払いよると思いますが、金額にしてそれは四、五千万か、6,000万円、計算したことはございませんが、しかし、永久に払うということは、いつ終わるんですか。私が聞きたいのはそれが聞きたいのです。

職員の方にも聞きたいです。ただの10円の銭でも皆さんの大事な税金です。払うべきとこじゃないものを、これはあれのもんじゃ、これのもんじゃ言われとうないです。私に言わせれば、日本の民法には不動産登記法があり、不動産登記法についてはいつでも登記ができるんですから。

民法206条の所有権のことをちょっと言いましたが、法律でこういうものでなければ所有権は持てんのぞという法律がこさえてあるんです。それが無いものはどうかいうたら、売ることもどうすることもできないと書いてある。売ることもできないものを町が買うたんか、・・・たんか、もろうたんかしらんが、町のもんじゃなあ、町民のもんじゃ、町民のもんじゃと言われるんなら、私が言うのは、もう文句は言いたくないんですよ。実際に町民のものにしてあげてください。私も人間じゃけ、言うところに間違いがあるかもわからんが。町長はどう思われるか、責める思いを考えられたらこれは解決ができません。責めるんじゃないんですよ。正しい方向の行政に持っていくんですよ。

町長が私がここまで言うことがわかりますか。忘れておられまいと思います。町長が当選されて、半年目じゃったですよ。町長室へお願いをしに行って、内容は言いません。これは個人が関係するけえじゃが。それじゃあ南田さん、それが悪けりゃ、あんた、それ行政訴訟を起こしんさいや、思うようになるわと言いんさったが、私が言いたいことは、町長のその一言であなたの人格を私は見たんですよ。町長は、町民、皆さんからはもらえんけえじゃが、2万何ぼの選挙によって町長になられた。半年たたんののに、悪けりゃ行政訴訟せい。行政訴訟いうことは、町が相手。町が相手いうことは町長が相手ということ。そういうことを軽々しく言われる町長で、私はそのときから信頼することができなくなったんです。

私がこれだけして、今まで金はかけていません。紙やなんかぐらいです、金といえば。

私は弁護士の金の要るところに相談には行ってません。相談のできるどころ、ありとあらゆるところに相談に行ってます。結論から言うて、町長は町民の代表だから、そこまで責めるものでなかろうと。私ははっきり言います。どうしてもやられるんなら、やられてもええが、やられたら町民へ、町民いうんが職員じゃと思うんです。責任が行くはずじゃと。

そのことについては皆様も御存じでしょうが、20年前に西村町長と行政訴訟をしました。結果的には、ここで言うのは何ですが、皆さんも既に知っておられん方も多いと思うんですが、結果的には町の有志の方が中に入られて、事件を取り下げました。そのときの内容が、事実がどうか知りませんよ、関係者が調査されたら、町長が、私は町長になって日が浅いんじゃと、知らないからその工事はしたんじゃが、工事したことは全部職員に尋ねて、職員はこれなら間違いはないということで私はしたので、その責任は負わんことはなあが、私は職員にだまされたんじゃと。

言いたいことは、私がもしも南田に負けるようなことがあったら、職員・・・ということがあって、いろいろ研究されたんですが、当時の町長を初め、当時の県会議員の人、いろんな人が来てから、熊野町のためじゃけえ言われるから、私は町民を考えたり、何をするかはなあ、町の予算さえええがにしてもらや文句はないいうんで、私はおりました。はっきり言います。そのときに弁護士費用から裁判費用で480万円使っておりました。一銭も誰からももらいません。それは私が起こしたことじゃけえ、私が全部。

金とか得とかいうことをして私は今まで50年間、行政に携わったことはございませぬ。我が金を支払おうとも、町のためならばやってみたいと思うのが私の心です。

要は、誰も仲裁にも入らん。私は町民の、町長が町民の有志の方にそこまで信頼がないんじゃろうと思います。これはいつまでも町において、いつまでももますべきことではないんですよ。今・・・町の支払いも数千万前後じゃと思います。そこまではなっていまい、これが何十年も続いたら双方の費用、町長が言われるように、裁判せいやと私が行政訴訟をしたら。町長は行政関係はいいです、一銭も要りゃしません、また裁判へ行くのに旅費までもらえます。私は10円から全部するんですよ。それをせえという気持ちで言われる町長の発言もわかる。町長の行為もわかります。

それは知っていますよ。今までこの事件について、不正な記載が広報へよけいしてあると思います。私も半分は素人で、半分は行政に携わってきて、司法にも携わってきてます。司法書士を65年しとります。勉強は個人なりにしていますが。得るところは一

つもないんですよ。熊野町を見まして、過去にいろんな。

前の裁判のときでもそういうことを言うたからんが、おまえは殺しゃあせんがの、おまえの女房と息子は綱をつけて石風呂池へ落として殺しちゃうけえいう電話が何遍もかかりました。裁判いうものはそういうものですよ。簡単に皆さんは考えられますがね、裁判をするときには、我が財産を皆かけてもするぐらいの気持ちでなけらにゃ、裁判は、告訴はしません。私はしません。

しかし、私は町長がどうしてもと言われれば、町長がみずから裁判はしなければならぬような方法も知っています。こういうことを言うてええか、わかるかしりませんが、わしが裁判いうものはどげなもんかいえば、皆さん御存じじゃろう思うんです。鳩山首相が、親から14億の贈与を受けておりましたが、税金は払いましたか。1年分だけは税金を払わしてるはずですよ、わしは新聞を読んで。あとの13年はおくれちよるんじやけ、追徴税が法的には要るはずですよ。これを法律の裏を探れば要らないような方法もあるんです。

そりゃ世間話みたいなとこで言うたらいけません、私はそれが情けないのと、今後、後々まで私1人だけの思いが残るんならええが、わしらの子孫に向けて残るんですよ。

金はいといません。せい言われればそれぐらいの金は持ってます、はっきり言います。裁判いうものは金なんかでするもんじゃないですよ。人を裁判まで、十何人請け負ってやったこともございますが、残るのは感情問題と永久の恨みですよ。

私は、まだきょうは言いたいことがようけあるんですが、それ以上は言いません。わしはきょう、最後のこれを言うんで。ただし、次の議会には保安林の開発問題について提案させて、きょうも言うことにしとったんですが、提案言いますが、話し合いをすればそういうことも全部解決できるんですよ。

職員も知ってじゃろうと思いますが、傍聴の人は知っちゃってんない思うんですが、今の保安林の工事が、土地が何ぼで売れますか。私も不動産を専門にしていますが、とても3億にも売れにくいと思います。売れんとは言いませんよ。それはどういうところに売れるんかといえ、ごみ捨てとか、し尿かいうように、人がせんようなものに売れば高くても買います。それはなぜかというたら、町が売るんだから、町が文句は言わんから買うんです。いろんな裏があるんです、この世には。そういうことで、町民に困らすことは絶対してはいけないんですよ。

町長をお願いします。これをもう一遍再考してもらえますか。再考せん、わしは絶対

やる言われるなら、そりゃここではっきり言いませんが、わしも男です。そういうことを町にして、あとで町の歴史に残るようなことをすべきでないですよ。

実際、所有権があるならあげりゃええですじゃな。あげりゃええものを町長登記せんじゃない。どうして登記せんのなら。あるものへあげさえすりゃ、もめることはないです。登記ができんけえせんのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 質問が多岐にわたるんで、ちょっともう一度繰り返しのになりますが。

（発言する者あり）

聞こえませんか。聞こえますか。

まず、所有権でございますが、基本的には前にも申し上げましたように、私も独断で決めているわけではございません。町長になりまして、複数の方、あるいは行政機関、これとも相談、意見をお聞きしております。

やはり、この所有権というものは、受迫の所有権でございますが、もともとはため池の水を使つとられる方々ですね。この方々が所有権制度というのができまして、それに基づいて所有権という制度ができると。所有権というのはそもそもいろいろ読んでみますと、江戸時代まではもう所有権という概念そのものがなかった時代でございますが、先ほど言われたように、昔の藩士であるとか、そういった方々と、実際に耕す農民の方、耕作権というものに近い感じで、日本にそもそも所有権という概念がなかったんだろうと思うんですが、それが明治に入って民法がつくられ、所有権というものが、近代的所有権というものが確立されたと思っております。そのときに受迫という、何々受迫、ため池を管理しておられた方々が登記されたと認識しております。

したがって、やはり所有権はそれぞれ受迫を管理されておられた方々、百三十何ぼあったと思うんですが、120から130ですね。それぞれの方々の共有ということですね、今の制度でいくと。こういう所有形態ではないかと考えております。

そして、この質問をずっと受けておりますが、南田議員さんから質問を受けておるんですが、いろんなところを回って、私も、地域懇談会をやりました。ただ、この問題について、受迫の所有権は町にあるから、町長何とかせいという意見は聞いたことはございません。これははっきり申し上げて、南田議員さんだけの質問でございます。もう地

域懇談会、たしか3回ですかね、各14地区、合計で四十何回回っておりますが、その間で聞いたことはありません、はっきり申し上げます。

それから、裁判に関してでございますが、町は裁判をしません。それは確かに個人が裁判を起こせば大変でございますが、裁判を起こすには、御存じと思いますが、訴えの利益というものがあります。町が所有権は受迫にあると、先ほど申し上げた理由で確信しておりますから、所有権がないと信じておる機関が、ちょっとしゃべらせてください、南田議員も長かったんですから。

(発言する者あり)

ちょっと最後まで言わせてください。

だから、町が裁判を起こすことは。

(「休憩して」の声あり)

どうしますか。休憩しますか。

~~~~~○~~~~~

○議長(馬上) 休憩せんほうがいいでしょう。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) もうちょっとだけ言わせてください。

だから、町が裁判を起こす資格は今ないということです、今の裁判制度では。資格はございません。所有権があると我々は確信しているわけでありまして、裁判を起こすことはできないということです。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長(馬上) 南田議員。

~~~~~○~~~~~

○15番(南田) じゃあ、一応、私も自分の補聴器を忘れてきたけえじゃが、休憩じゃなあんじゃろ。

この問題については、まだ私も再考するところ、町長も再考してもらえるところがあると思うんですよ、わしが思うのはね。まだ時間はあるし、まだわしも死にやすまいですよ。まだ皆さんの世話になることもあるかもわからん。町民のためのことだけじゃけ知ってもらいたいんです。

ただ、私が言いたいのは、熊野町の行政が、ここに皆さんがおられるが、どういうよ

うになったか、どうしてこうなったかいうことは、これはわしがいつも言う言葉ですよ。民主主義の欠点ですよ。数がそろえば盗人もできるんですよ。町長が提案して決議をすぐすりゃ、町の金をどがんでも自由に使えるんですよ。

まあそがなもんで、この民主主義の多数決ということは、今までが昭和25年に今の・・・町長が出てきてからいうものは、議会の内容が皆変わってきたんです。数さえありゃ何でもできるというのが熊野町の行政ですよ。そりゃ、私はねがうにせよあんたしらがねがう言いんさりゃ、それは受けてたつけれども、その話は・・・すぐねがうことになるけえじゃ。私が発言した議事録がないようになっちよるんです。わしが言うたことでもあるし、そりゃわしはここではっきり言いますよ、それは。

今、保安林の買収問題で裏金が動いてるということをわしが議会で発言したら、その議事録が一つもないようになっちよりましたよ。その当時の職員に問うたら、あれは南田さん、あんたが休会にしんさったんじゃろういうて言いましたよ。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 　いつの話ですか、それは。

~~~~~○~~~~~

○15番（南田） 　そりゃええですよ。そりゃまた後で、座談会みたいなのでやっちゃろういえば全部話しますがね、熊野町の議会はだめですよ。そりゃ、わしが悪い思うなら議会でみんなでわしをねごうてつかあさい。ほんまにわしは、議会で議事録をなくされたんが2遍ありますよ。それは断りに来て。やっぱり今の通りですよ熊野内のことじゃけ、熊野内で済めていかんにゃあね。

それで、保安林の問題じゃが、保安林も・・・しらんが、ああいう、これは最後まで私は認めませんけえね、1人であっても。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 　南田議員に申し上げますが、我々の知っている議会では、あなたの議事録を隠したことはありませんから、私の知っている限り。

~~~~~○~~~~~

○15番（南田） 　そういうことで、今すぐ結論せえでも、わしも100まで生きるつもりじゃけ、それまではやらせてもらいますけえ。それも生きがいじゃけえ、人間のね。町のためになり、みんな生きがいに、長生きをさせてもらおう思うけえね。きょうのところはやめます。

終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 以上で南田議員の質問を終わります。

続いて、14番、佛圓議員の発言を許します。

佛圓議員。

~~~~~○~~~~~

○14番（佛圓） おはようございます。14番、佛圓でございます。

きょうは3点について、執行部のほうにお伺いをいたします。

まず、最初に庄賀地区へ派出所の設置についてをお伺いします。

本町では人口1万人前後の昭和40年代までは、中溝地区の現在の郷土館の前あたりに1カ所と、そして東公民館のところの2カ所に海田警察署の派出所があり、身近にある派出所は住民の安全な暮らしを支えるよりどころであったように思っております。現在、人口2万5,000人余りの人口規模で、面積が33.6平方キロメートルの町で派出所が西部地区に1カ所というのは、住民も不安であり、安心、安全なまちづくりからしても少ないのではないかと考えております。

数年前から、萩原の庄賀地区には大型スーパー、コンビニなど、大型店が集中し出店しており、町外からも来店も大変多くなっており、昼夜を問わず庄賀地区はにぎわっておる今日でございます。

最近では、ささいな事件ではありますが、多発しておるようにも聞いており、海田警察署もパトロールでの強化の体制をとって、住民の不安解消とともに、犯罪発生を抑止に取り組まれておることは十分承知をしておりますが、より一層の安心、安全なまちづくりを進めていく上にも、海田警察署の派出所を庄賀地区に設置を要望する声を多くの町民から聞いておるものでございます。町長はこの派出所の設置について、どのような御所見をお持ちかお伺いをいたすものでございます。

次に、2番目の質問として、中学校のプールを町民への開放についてをお伺いします。

近年、健康増進のために水泳や水中歩行をされる町民が多く、町外の施設へ行く人が多数おられるようです。中学校の生徒は体育の時間で使用してなく、長年にわたって閉鎖している中学校のプールを町民に開放し、有効に活用してはと考えるものでございます。ただ、熊野中学校のプールは学校管理の問題が多数あり、困難ではないかと思われまますが、一方で熊野東中学校のプールは比較的生徒には影響も少なく、開放が可能であ



とっております。

当面は、夏の暑い期間だけでも社会体育と福祉の両面からプールを開放することを考えますが、教育長、また福祉部長の御意見はいかがでございましょうか。

3番目に、各小学校の学校評議員制度についてお伺いいたします。

地域に開かれた学校づくりを一層推進していくために、保護者や地域住民などの意向を把握し、それを反映し、そして協力関係を得ることを目的として、相互の意思の疎通を高めるために、平成12年4月から学校評議員制度が設けられ、学校長の推薦によって地域住民が学校運営や参画をする学校評議員制度は熊野町にも設置されておりますが、今日まで各小・中学校の学校評議員さんからどのような提言をされ、その成果を上げてきたのかをお聞かせ願いたいと思います。

以上、3点でございますが、町長、また関係部長の御所見をよろしくお願いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 佛圓議員の三つの御質問のうち、1番目の「庄賀地区へ派出所の設置について」の御質問は私から、2番目の「中学校のプールを町民への開放について」と、3番目の「各小学校の学校評議員制度について」の御質問は、教育部長から答弁をさせます。

警察の資料によりますと、近年、刑法犯罪の発生総数は減少傾向にあり、熊野町においても同様の傾向が見られますが、住民に身近な犯罪のうち、ひったくりや器物破損などのいわゆる街頭犯罪は逆に増加しております。こうしたことから、パトロールの実施による犯罪予防など、警察活動の地域拠点である交番の役割は、従来に増して重要であると考えております。

現在の交番は、熊野団地の人口急増を受け、昭和45年に、中溝地区から現在の場所に移転したものでありますが、その後の町全域での人口増加、町内各所での大型商業施設や娯楽遊戯施設の開業、広域交通網の整備に伴う矢野安浦線の交通量増大などにより、犯罪や交通事故の発生環境は、当時から大きく変化をしております。

したがって、交番の設置は広島県警察本部が所管するところではございますが、

現在の施設も老朽化しておりますので、建てかえの際には、住民全体の暮らしを守るという観点で設置位置を定めるよう強く要請するとともに、その実現に向け、町はどのような支援、協力が可能なのかを、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 藤森教育部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（藤森） 佛圓議員の二つの御質問、「中学校のプールを町民へ開放することについて」と「学校評議員制度について」お答えいたします。

まず、2番目の中学校のプールを町民へ開放することについてですが、生涯学習における社会体育の健康増進事業は、NPO法人熊野健康スポーツ振興会の筆の里スポーツクラブが1年間を通じて、町民体育館を主会場として、町内7カ所の施設で健康体操等をやっております。

中学校のプールを町民へ開放することについてでございますが、4点の検討事項がございます。

1点目は両中学校のプールの修繕と維持管理には、多額の費用が必要でございます。

2点目に両中学校のプールは野外にあり、しかも温水プールでないため、開放期間が7月と8月の2カ月と短いことです。

3点目は小学校のプール開放でも苦勞していますが、安全に開放するための監視員の確保が難しいということがございます。

4点目は、十数年以上も一般へのプールを使った教室を行っておりませんので、教室の指導者の確保という問題があります。

このような事情により、両中学校プールの今年度の開放は困難と考えており、今後に向けて検討いたしたいと思っております。

次に、3番目の学校評議員制度についてですが、学校評議員制度は、学校長が保護者や地域の方々の意見を幅広く聞くことにより、地域や社会に開かれた学校づくりを一層推進し、学校が家庭や地域と連携協力しながら、特色ある教育活動を展開するために平成12年4月から導入されました。

学校評議員からは、地域住民の意見や意向及び地域の人々の協力、子供たちを地域ぐるみで育成すること並びに地域の行事や施設との連携など、活発な教育活動のための御

意見をいただいております。一例といたしまして、熊野第二小学校における「とんど祭り」や「持久走大会」における地域連携などがございます。

学校長は、学校評議員から御意見を聞いて、みずから決定する教育計画等により、地域に信頼される特色ある学校づくりを進めるとともに、地域の人々や学習環境を積極的に活用するなど、学校と地域とがより連携を推進しております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 佛圓議員。

~~~~~○~~~~~

○14番（佛圓） まず最初に、派出所の件なのですが、今、町長のほうから団地の現在の老朽化しているから、これも建てかえということでございました。4年ぐらい前に、やはり交番のことで質問があったとき、町長は海田警察、また県警に要望を継続していくというふうにお答えになっておりますが、その要望された経緯は、その後どのような回答があったのでしょうか。

それと、現在、団地の交番があるからいいというふうなお考えのようでございますが、町のほうで、例えば土地を確保して町が県のほうに建ててもらおうとか、そういうふうなお考えはいかがなんでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） この問題につきましては、今御質問があつてからいろいろ各会合がございますときに申し上げております。海田警察署長、それから我々はやっぱり行政懇談会というのがございまして、県警本部長さんらとも懇親会で会うことがありますので、それはこういう問題が、細かい点は申し上げられませんが、そういう要望は常々やっております。

そして、建てかえについては、耐震化の問題で非常に県下全域でもう始めております。ただ、県の予算が少ないのが現実でございまして、何カ所あるかはちょっと正確な数字を忘れたんですが、交番の建てかえということは、県警もやりたいんですが予算が追いついてない。だから準備ができたところから手をつけますよということはお伺いしております。

そして、今の団地の交番でございしますが、やはり先ほど申し上げたように、かつて中溝方面にあったときに、やっぱり人口がふえたんで団地へ移したんだらうと思うんですが、これは今から調整すべきことですが、基本的には警察のほうは熊野交番は阿戸も含んでいます、管轄は。したがって、今の位置はちょっと西に寄り過ぎてるんじゃないかという感覚をお持ちです。そして、もう1点はやはり駐車場が狭いということでございまして、警察に行くのも今、路上駐車をするような状況だらうと思います。

そういったことを踏まえて、町のどんな協力ができるか、こういったことを総合的に考えながら、移転とすると西部地区の方にも御理解いただかなきゃならないし、いろんな問題が発生してきます。そういったことをこの一、二年のうちにちょっと総合的に考えていきたいと、そういう思いでおります。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 佛圓議員。

~~~~~○~~~~~

○14番（佛圓） ちょっと先ほど言ったように、町のほうが土地を確保してつくるというふうな考えはいかがでしょうか。これは要望なんですけど、やはり大きな事故が起きないうちに早く対処していただいて、先ほどの町長のお話では、阿戸も管轄に入っているということでございしますので、やはり地理的にも今の萩原の庄賀地区のほうがいいんじゃないかというふうにも思うわけですが、いかがですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 庄賀地区も確かに商業施設が多いんですが、中溝周辺も役場が近いということがございまして、それは。やはり警察としてもいろんな問題で役場とは連携を図っていきたいという考えがございしますので、そういった利点も。庄賀地区は商業施設がたくさんあるので、場所の問題はちょっと今から検討させていただくことにさせていただきたいと思います。

それから、町が土地を提供して協力してはどうかということでございしますが、提供とまでは行きませんが、そこら辺も含めて、やはり協力体制をとっていかなければならないと思っております。

いかんせん県の予算が少ないんです。これは広島県の予算が交番の建てかえに関する予算は大分増額してませんので、市町村がそれぞれ協力するということは大事だと思ってますので、今後も協力していきたいと思います。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 佛圓議員。

~~~~~○~~~~~

○14番（佛圓） 次に、プールの件ですが、プールを町民に開放してはどうかということですが、先ほど来、聞いてましたら4点ぐらい、課題があるということでございましたが、修繕にかなりの費用を有する。これはどうすることも、どれぐらいかかるかということも検討されてるんでしょうか。

それと、管理の問題を言われました、管理とか指導者の問題。管理は団塊の世代の方がかなりどこの町にもいらっしゃるし、水泳の経験のある方もおられると思うんですよ。そういう面から、管理、指導者の問題はクリアできるんじゃないかというふうにも思うし、修繕費が一番ネックじゃないかと思うけど、これはどの程度かかるかということを検討されましたでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 三村教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（三村） 修繕費に関しましては、当面、プールのろ過設備等の維持費等について検討しておりまして、それ自体の修繕費については、まだ概略でしかまだつかんではおりません。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 佛圓議員。

~~~~~○~~~~~

○14番（佛圓） じゃあ早急に、修繕費を、修理代、主に浄化槽だと思うんですが、こころを早く、まだ7月、8月まで1カ月ちょっとあるわけですから、検討してみただけないでしょうかね。

できるところからクリアをしていって、ことし間に合わなければ、来年の6月でも、

1年後でもいいんですが、早急にそのことを、町民の健康増進のことを考えていただければと思うし、また私が思うのには2020年には東京オリンピックが開かれるということで、文科省のほうからこういう水泳に関する交付金とか、そういうものがあるんじゃないかということの検討はいかがなんですか。調査をされてますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 三村次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（三村） 修繕費につきましては、今後検討を始めさせていただきたいと思  
います。ただ、プールの使用に関しましては、中学校のプールに関しましてそのような  
情報は持ってありません。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 佛圓議員。

~~~~~○~~~~~

○14番（佛圓） 現在、夏休みに小学校のプールを開放されるわけですが、子供たちが  
使うんです。これの管理人がいないということもちらっと聞いておりますが、このほう  
も先ほど言ったように、団塊の世代の方々をお願いをして、クリアをして、子供たちが  
十分に水泳ができるようにしていただきたいと思うわけです。この点は、募集をされる  
んですが、どのような募集方法で今、しとられるのか、そこらをちょっと聞きたいん  
ですが。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 中村生涯学習課長。

~~~~~○~~~~~

○生涯学習課長（中村） 現在、4小学校で7月23日から8月8日まで13日間募集を  
かけております。昨年度は4小学校で5,700人ぐらいの利用者がございました。毎  
年のことではございますが、プールの監視員を募集する中で、専門学校以上の監視員を募  
集しております。でも現実にはなかなか応募がございませんので、知り合いの団塊の世  
代の方に個人的にお願いして、毎年確保しているところでございますが、なかなか私ど  
もの知っている範囲で聞くところがないというのが実情でございます。また地域の方  
々を紹介していただければ、参ってお願いしたいところでございます。

以上でございます。

〇議長（馬上） 佛圓議員。

〇14番（佛圓） 福祉のほうから、今の健康増進のためのプールの使用とか、そのようなことはいかが考えておられますでしょうか。

〇議長（馬上） 隼田健康課長。

〇健康課長（隼田） 現在の学校プールの介護予防、健康増進事業での活用ということなんですけれども、現在、学校のプールは屋外式でございます。まず学校利用との調整とか、あと先ほどもありましたが年間稼働日数の関係、あとプール内シャワー等の水温ですね、水の温度が低いことと、先ほど言いました屋外式なので強い日差し等、いろいろな多くの課題があると考えております。

以上です。

〇議長（馬上） 佛圓議員。

〇14番（佛圓） 学校評議員のことについてお伺いします。

校長先生が推薦をされて評議員さんが決まるわけですが、例えば熊野へ新しく来られた校長さんあたりが評議員さんを推薦されるというのは、どのような基準でされているのか。というのは、以前、ある学校の評議員さんがおられまして、その方が非常に町内、そういう会場へ行っても風評のあまりよろしくない方になっておられるというのを私も聞いたことがあるんです。そこらは十分に検討されてから学校評議員さんを学校長さんが推薦されているのかどうか。どういうことを基準にされているのかということをお聞きします。

〇議長（馬上） 三村教育部次長。

〇教育部次長（三村） 学校評議員に関しましては、学校長が保護者や地域の方々の中か

ら、地域に開かれた学校づくりを推進するために地域の方々の御意見やそのあたりを参考にして推薦をするものでございます。当然、人柄とか、その経歴につきましては、学校長が十分理解した上で推薦をしてくるものでございますので、信頼に足りる人選をしているものと考えております。

〇議長（馬上） 佛圓議員。

〇14番（佛圓） 学校評議員さんには別に謝金は支払っておられないんですね。ボランティアでやっておられますよね。

評議員さんの意見というのが出されてから学校運営をされるんですが、先般、私も3月の決算委員会のときだったと思うんですが、共同募金のことについて、学校は行われたことについてお聞きしたんですが、このような事業をされるのに、学校の校長さん、PTA会長さんあたりで名前は出てくるんですが、丸投げで自治会あたりに投げられて、学校のほうに投げられて、地域でやってくれというような形だったように聞いているわけですが、そこらはこんな事業をするのに学校評議員さんの意見はどうだったんでしょうか。

〇議長（馬上） 三村教育部次長。

〇教育部次長（三村） 前回の地域共同募金につきましては、町内の複数校で実施をし、町民の皆様にご協力を得ております。教育委員会といたしましては、今議員さんおっしゃいましたように、地域のほうに丸投げというふうなことは把握しておりません。また、学校評議員のほうに、そのことについて特に御相談があったという報告も受けてはおりません。

以上でございます。

〇議長（馬上） 佛圓議員。

〇14番（佛圓） 今後も学校評議員さんの制度を大いに活用していただいて、今のような共同募金のことに関しまして、また学校でのいろんな行事等、やはりPTAさんにも、



それはPTAを主体にしてやっていかれるんですが、学校評議員さん、また地域の方々に十二分に相談されてやっていかれないと、学校と地域との連携というのが難しくなってくるように思うわけでございますので、この点を教育委員会のほうからも学校長さんにお話をしていただければと思います。

3点の質問で、特に1番目の派出所の件はまた十分検討していただいて、できるだけ設置を要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 以上で、佛圓議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は11時5分から。

（休憩 10時50分）

（再開 11時05分）

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて、7番、藤本議員の発言を許します。

藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（藤本） おはようございます。7番、藤本でございます。

早速ですが、通告書に従い、本日は2点について質問を行います。

まず1点目として、平成25年9月、去年ですけど、定例議会において質問させていただいた内容に対する回答をお聞かせいただきたいと思います。内容としては町内行事についてという質問事項でありました。質問の要旨は、高齢化の進む町内で一斉清掃は負担になってきている。特に、河川に入っの草刈りは重労働であり、また地域によって清掃方法や清掃の目的が違うことに違和感を覚える町民がたくさんおられる。一斉清掃の基準をつくり、誰もが参加できる町内行事としての位置づけを要望するという内容で、昨年9月定例議会で質問をさせていただきました。その後、町としてどのようにこの一斉清掃のあり方を検討され、今年度の実施状態を想定されたのかをお尋ねします。

続いて、2点目でございますが、町内施設の充実についてと題して、第5次熊野町総合計画にあります「ひと まち 育む 筆の都 熊野」このフレーズにありますことを実践するには、町内施設の充実を進めることが必要と考えます。例えば、近隣の市町には大

きな遊具を備えた立派な公園が整備されていますが、熊野町には残念ながらそれらしい公園がありません。子育て世代の定住促進を進めるためにも、町内の公園整備は早急に取り組むべき問題と捉えますが、町として今後の公園整備に対しての方針を伺いたと思います。

以上、2問でございますが、じっくりと議論を交わしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 藤本議員の二つの御質問のうち、1番目の「町内行事について」の御質問は民生部長から、2番目の「町内施設の充実について」の御質問は私からお答えいたします。

公園は、子育て世代にとっても、子供を遊ばせる場や交流の場として重要な生活基盤の一つであると認識しております。少子高齢化が進む中、子育て世代の定住促進は非常に重要な課題であり、住民ニーズに合わせた公園の整備を検討してまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては建設部長から答弁をさせます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） 藤本議員の「町内施設の充実について」の詳細についてお答えいたします。

本町では多種の遊具を備えた公園として、新宮地区の深原地区公園、中溝地区の中央ふれあい公園、熊野団地地区の防主山緑地がございますが、議員御指摘のように、大型遊具を備えた公園はございません。現在、熊野団地地区においては都市再生整備事業計画を策定し、地域交流の活性化、居住人口の維持などを目標とした整備を進めているところであり、西公民館建設予定地わきの芝生に総合遊具の設置を計画しております。

また、既存施設においては、呉地公園のトイレ改修を行い、利用者の利便性向上を図

ることとし、その他の公園についても適時、修繕を行うことで、安心して利用できる環境の維持に努めてまいっているところでございます。

今後とも計画的な管理を行いながら、町民が快適に利用できる公園環境づくりに努めてまいります。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 清代民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（清代） 藤本議員の「町内行事、一斉清掃について」の御質問にお答えします。

町内一斉清掃は、熊野町公衆衛生推進協議会の最も大きな行事として、毎年9月の第1日曜日に行われています。以前の河川の一斉清掃から、平成14年以降、現在まで河川に限定せず、地域の実情に合わせた清掃場所の美化活動として行われております。高齢化が進んでいる今日、継続的に実施できる体制の整備について、昨年9月に議員から提言を受け、公衆衛生推進協議会の役員会や自治会長の会議などでも御協議いただいたところでございます。

問題点として、御指摘のように、川に入っの草刈り等、作業内容の違いで負担等の不公平感が生じていることも伺っておりますが、例年半数以上の自治会で河川清掃を実施されており、昨年度、河川の増水等により一斉清掃が中止となりましたが、後日、独自に河川清掃を実施された自治会もあるなど、地域によっては河川清掃に対する一定のニーズがあるのではないかと考えております。

今年度の熊野町公衆衛生推進協議会の総会でも、会長から川に入ることについての問題提起がなされましたが、結論としましては、河川を一斉清掃の対象から外すことや川に入る方の年齢制限を設けることはせず、参加できる方が、参加できる範囲で、安全に清掃を行っていくとの申し合わせがなされたところでございます。

今年度も9月7日に一斉清掃の実施を予定しておりますが、清掃場所等、自治会の中でも御協議をされるよう、引き続き働きかけをしていき、住民の皆さんの負担軽減にも取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（藤本） ありがとうございます。

それでは、これより一問一答方式によりそれぞれの質問に対して質疑を行わせていただきたいと思いますが、今回から従来と違いまして、少しソフトにやらせていただきたいと思いますが、この考え方は、やはり私も町民にとってよい形でいろんなことができることを願ってますし、もちろん執行部の方もそれは同じ思いだろうと思います。そうした中で、今回めずらしく原稿をずっとつくってきました。原稿をつかってこれを読めば恐らく20分で済むのかなとも思うんですが、いずれにしても原稿に沿って行ければ一番いいわけですが、そうもいかんと思いますので、私の性格ですから。ただし、気持ち的にはソフトに行きたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

では、先ほどまず一斉清掃のほうからのお話になりますが、確かに去年の9月の定例議会をお願いいたしましたが、結論で言えば例年どおりのことになりまふというふうに、今、民生部長のほうからお答えいただきまして、非常に残念でございます。

私がこの定例議会での発言をしたことによって、何人もの方が、「あんた、ええことを言うてくれた、わしらそろそろ川にはおりれんのじゃ」という励ましのお言葉と申しますか、そういうのをいただきまして、本当にやっぱり皆さん川に入つての労働というのが結構こたえているのだろうなとこのように思いました。

そして、実際に公衆衛生協議会とか自治会の役員会の中で、じゃあことしも川へ入ろうやというお話になられたことはわかりますけど、果たして本当に一般の高齢の方々がその決定をよしと考えられているのか。広く皆さんの意見がその会議に取り入れられているのか。そこはどういうふうにして一般、一般と申しますか、参加される方の意思を酌み取られての決定に至ったのか。そういうものに関して、皆様方は何も考えは及びませんか。そのの部分に関してちょっと聞いてみたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 清代民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（清代） 広く地域の皆さんの意見が取り入れられているのかどうなのかということですが、確かに現在の公衆衛生協議会の組織そのものが自治会長さん、そして女性会の役員さんということで構成されております。

話の中で出た話が、やはり一律に線を引くのがどうなんだろうかというところでございました。そういう中で、やはり川のげしを刈れば、当然川の中に落ちた草も拾い上げないといけないしというような意見もあったかと思えます。

そういう中でございますが、今後、できるところをやるということの申し合わせ事項が皆さんに通じるように、また今後も自治会の中でも、そういうことをできましたらそれぞれの自治会の中でも協議いただければというふうに考えております。そういう話もまたしてまいりたいというふうに考えております。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（藤本） そうですね。やはり執行部の方もそういう地域の皆様方を、高齢者の方からのお話は聞かれていますので、決してこれがいい状態というか、これは絶対やるべきものであるというふうには認識はされてないと思えます。

ただ、私も去年も申しましたように、一般清掃に関しましては、やはり町内の大きな行事として続けるというのは大賛成でございます。ただし、先ほどから申しますように、14地区ある自治会の中で8地区が川におりられて、あとの6地区が川におりられないでその地域をきれいにしていくという形をとられているということですよね、実際に。であれば、私たち、私たちというか、私の住んでいる呉地なんですけど、呉地あたりも、川だけでなく、道路のそばにもたくさん草がはえて、美観を損ねるというか、何なんだろうなと思えます。川におりて草刈りをするがあまりに、そういうところが置き去りにされているのが実態です。

川というのは、前回も申しましたが、今の熊野川にしましても、二河川にしましても、平谷のほうの川にしましても2級河川ですよ。これは去年確認しました。2級河川の場合は広島県が本来は管轄するということになっているわけです。その広島県がきれいにしてくれなければいけないものを、我々、もちろん住んでいる熊野町の町民、住民がきれいにするというのは当たり前のことのように感じますが、この川の中におりねばいけないような状況になるのは、要するに川の中に土砂が堆積し、その土砂に対して雑木が生えてくるということは間違いのない事実です。土がなければ雑木が生えることはまず無理です。

では、なぜ広島県に対して浚渫と申すんですか、この言葉は。川の底の砂を取るとい

うことを要求していただいて、広島県にその部分に関してはお任せする。もちろんお任せするに当たっては予算をいただく。その予算でやっていただいて、14地区全部が同じように道路とか、近所の雑草を抜いたりとかするということで、もちろん空き缶も拾わねばいけないと思いますし、ごみも拾わなければいけないと思いますが、そういうところを、森本建設部長、本当によく県にお伺いいただいて予算をとっておいでになられているというのはようよう聞いておりますんですが、できれば浚渫に対する予算を直接いただいて、それでもって川の中は、とりあえずお金で片づけるという言い方は大変失礼ですけど、お金で処理していただいて、それ以外のところを町内で一斉にやれば、70の方だって、80の方だって出てこられて、前も言いましたが、「あんた元気じゃったん」「おお、元気じゃったよ」とかいうやりとりができれば、それはそれですごくいい町のような気がするんです。町というか、そういう対応ができればいいと思うんです。

確かに公衆衛生推進協議会さん、自治会さんが推進されていることなんで、それに異論を唱えているようで非常に心苦しいんですけど、実際にそういう協議会に対して熊野町としてこういうふうにするんだというのを言っていただければ、皆さんはそういう方向でおります。もっと言えば、浚渫したことによって川におりる必要がなくなったんですよと、だから今住んでおられる地元の地域を、公園の草とか、そういうものを抜いてきれいにしましょうねというやり方をぜひ進めてほしいんですが、どうですか、部長。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） 御指摘のように、2級河川は県の管理でございます。県管理につきましては、我々足しげく通いましてお願いをすることでございますが、地区によっては普通河川、砂防河川が走っている地域もございます。例えば、初神でいうと三谷川。この役場の前の川。これは全て砂防河川でございます。砂防河川及び普通河川、小さい川になりますと今度は町の管理になってまいります。果たして今でも浚渫にある程度のお金を毎年使っておりますが、今あるお金では、とてもとても今取り切れる状況ではございません。

全体のことを考えますと、そのように管理区分の違う川につきまして、今後どのようにしていくかという課題はあろうかと思えます。

以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（馬上） 藤本議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○7番（藤本） 最終的には予算の話になってくるんで、非常に話しにくいんですね。予算を言われると、我々も3月の予算編成で一緒に考えさせていただいている立場上、急にここに来てから浚渫用の予算に、じゃあもうちょっと振ろうやとかいうのもなかなか言いづらいところですが。

ただ、本当に、特に私は皇帝ハイツに住んでますけど、皇帝ハイツができたのが、昭和50年前後でございますけど、それから考えても、その当時30歳、40歳で入られた方は70歳、80歳近くになってるんですよ。皇帝ハイツは特にできた時点が、1坪当たりの土地の平米数が例えば50坪もないとか、できた建て売りとか、家が24坪ぐらいしかないとかいうことで、2世帯で同居とか、子供たちと同居というのはできてないんですよ、できないんですよ。そうすると、子供たちはみんなよそへ出ていってるんです。どうせ出るんなら、やはり職場に近い呉であるとか、広島であるとかへ出られているわけで、実際に皇帝ハイツに今残ってられる方というのは、本当に親世代というか、親の方々がお二人ぐらいで住まれているのが当たり前なんです。熊野町の高齢化率が30%を超えたというけど、ひょっとしたら皇帝ハイツは40%を超えてるんじゃないかなというぐらいお年寄りの方しかおいでにならないわけですよ。

そういう中で、この皇帝ハイツに住んでおられる方が真面目とかいうんじゃないで、この年代の方々はやはり戦後の厳しい教育の中で、こういうことがあったら率先して参加しないとイケないよという使命感というものをどうやら持っていらっしゃる方ばかりのような気がするんです。今の世代とはちょっと違う考え方で、そういう町内でやる、自治会でやるいうたら、何が何でも頑張らにゃいけん、何が何でも川におりて草を刈らにゃいけんという、精いっぱいやってるんですよ。

実際に、私自身が毎回一緒に皆さんと入って、川の草を機械で刈ったりしてますけど、そうした中で、「のうのう、藤本君よ、いつまでわしら川に入らにゃいけんのかいや」とか、「いつになったらこの重労働から開放されるんかいや」というのを言われると、私は町議会議員として本当に恥ずかしくなります。

これは一緒に呉地の川の中へ、部長は入られてるかもわかりませんが、入ってみて、本当にお年寄りの方が堰堤の上から縄でくくってある草を引っ張り上げるのに、「おぼち

ゃん、ちょっと待って、落ちたら困るけえ待ってや」とか、そんな状況でやってるとい  
うのを、たった1時間のことですけど、朝からごらんになっていただけたら、これは危  
ないなというふうに考えられるはずなんですよ。

もう一つ言えば、我々呉地のほうではたしか休む、どうしてもいろんな事情があつて  
出られなかった場合1,000円を皆で徴収しようねという、中での、内々のお話なん  
ですけど、その1,000円を取ることがええのかどうかというのは、これは何年か前  
の一般質問でも言ったんですけど、そしたら、それは自治会の方針だからわからないよ  
というお答えだったんですけど、そこでやっぱり1,000円を出して掃除を遠慮せに  
ゃいけん状況が生まれてるんですね。どうも納得できない。

だから、公衛協さんなり、自治会なりに、何もかもこういう意見があつたけどどう  
すかと聞かれるのは聞かれてると思いますけど、結果的には例年と一緒だよというんだ  
ったら、何も変わってないんじゃないかと思うんです。

じゃあ、公衛協という組織は、民間が単独でつくった組織なのか、そうじゃないです  
よね。やはり公衛協に関したって幾らかの熊野町からのお金が入ってると思いますし、  
自治会に対しても幾らかのお金が入ってるわけじゃないですか。そうした中で、お金が  
入ってるけど文句は言わないよというのでは、どうも違うような気がするんです。

私は、本当はできればこの9月の7日のものに関してからでも、川に入らなくて済む  
ような、町主導型の町内一斉清掃の進め方をしていただけるものと思っておりましたが、  
先ほどの話を聞く限りにおいて、それはやはり公衛協、自治会がそういうふうにおっし  
ゃったんでそれで行きますということなんで、何か違うような気がするんです。

実際にお年寄りの方は川におりるのですら大変なんですよ。4年前ですか、5年前で  
したか、こんな変な石段があるんですけど、それをおりようられて足を滑らせて、お年  
寄りの方が落ちて頭をけがされて救急車で運ばれた事実もあります。そのときに同じく  
新宮か初神のほうで、草刈り機の使い方が悪くて足をけがをされた方がいらっしゃると  
かいうのを聞いてて、どうなのかなと思いますし、そしてそういう話をしたときに、一  
応町内清掃に関しましては、傷害保険を掛けておりますからというふうに聞いておりま  
すが、じゃあその傷害保険はどなたが出されたんですか。熊野町ですか、公衛協ですか。  
もし熊野町であれば、やはりそれは熊野町主導の町内一斉清掃になるんじゃないでしょ  
うか。どうですか、そこらあたりは。

~~~~~○~~~~~



○議長（馬上） 清代民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（清代） たくさん御質問いただきました。今、高齢化がかなり進んでいるというところで、本当に高齢者の方が使命感を持って川掃除といいますか、一斉清掃の場所に出ておられるということに本当に感謝しております。ただ、地域によっては時間を短くしたりとか、遠い川までちょっと距離のあるところについては、清掃場所を川に出ないようにしたりとか、いろいろ地域の中でも工夫はされてる状況は、個別ではありますが伺っております。そういうような形で、まずはそういう負担とかいう部分も十分に地域の皆さんで、役員会等で十分話をさせていただくように、これからまた議会があげましたら自治会長さん等と協議をする場もありますので、そういう形で話を進めていきたいと思っております。

また、徴収金を以前出しておるといふ、出不足というんですか、そういうところもあるやとも聞いております。ただ、これについては出られないから本当に申しわけないという気持ちで出されているところもあろうかと思えます。一律に町が徴収、出不足をやめましょうとかといふのはなかなか難しいのかなというふうに思っております。

また、町のほうで一斉清掃のあり方の方針を出したらどうなのかということですが、やはりこの件については、実際に年齢制限であるとかいふような話もさせていただきました。ただ、やはり一律に決めるというのが、やはりそれぞれの地区、高齢化の状況も違います。というようなことの中で、できるところをできる範囲で安全にやっという申し合わせがなされたということですので、今後、それを実行できるべく、どういうふうなことが地域の中で考えられるのかという部分も含めて、一緒に考えていきたいというふうに思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（藤本） これから人口が本当に減ってくるのは明らかなことで、2040年ですか、人口が随分減ってくるということに統計で出てますよね。その統計の中で現状のやり方がずっと続くとは思えません。どうやったら人口が減れば若い世代が減るわけですから、年寄りの方ばかりが残ってる町になるわけですから、その中でこれがずっとできるとは絶対思わないんで、今のおっしゃられたことはわかりますよ。わかりますけ

ど、川の中に入るのをやめる方向でとにかく進めていただきたいと思います。

それは逆に、川の中に入っていたことによってけがをしたり、もし万が一亡くなられたりしたら、恐らくあしたの日からでも川の清掃は終わるでしょう。じゃあ、警察でもそうじゃないですか。交通事故が多発してる、だから信号をつけよう、だから横断歩道をつけよう。事故があれば、ここはじゃあ横断歩道をつけましょうとかいう流れで行けば、じゃあ、万が一、川掃除の中で、川掃除が起因しなくたって、例えばそこで脳梗塞で亡くなられたりした場合どうだったんかと。亡くなってから一斉清掃をやめました。

「何でないなったんじゃろう、一斉清掃が。」「人が一斉清掃中に亡くなってしもうてね、それからないなったんよ」と。おかしいですよ。そうなる前に川掃除というか、川底まで入ってまで町民がやらなくていいということを考えてほしいということで、この間からお願いしているわけなんです。

これはやっぱり町長のお考え一つで決まるものではないかもわかりませんが、事故が起こってやめる、これはどうなんかなと。町として余りにも町民の皆様にご迷惑を甘えてらっしゃるのではなかろうかなと。お年寄りの方にお助けいただいて、そして浚渫の予算がないからお年寄りの方が税金がわりに労力を出すというのは、やっぱり早急に考え方を改めていただいて、亡くなられてからでは遅いというふうに思っただけでありませんでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 清代民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（清代） 確かに事故が起きてからでは遅いという面もございます。引き続き協議を重ねていきたいというふうに考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（藤本） まだ6月です。ここで清代部長をずっと攻め続けても、出てくる言葉は同じだと思いますので、このことはこれで一旦は終わらせていただきたいと思います。まだ本当に先ほど申したように6月でございます。実施は9月です。公衛協の皆様方、それから各自治会の皆様方に、高齢者の方々の負担を少なくする方法を再度御検討いた

だいて、みんなが楽しく出られるような町内一斉清掃に持って行っていただきたい、そのように動いていただければと思います。

それでは、続いて2問目の町内施設の充実についてに移りますが、12月の定例議会で提案した中学校の選択性給食導入と同じような話になりますが、平成25年度より、熊野町では子育て世代定住促進助成金制度、いわゆる子育て世代に住宅を買い求めているいただいたら20万円プラス、もしくは10万円プラスして、20万プラス10万で30万円最大助成しましょうということで、本当に素晴らしい企画と思っておりますが、これはもちろん先ほど言いましたように人口減が進んでいる熊野町というか、この近隣。全国的なものの中で、少しでもうちが有利だから熊野町に来てねという施策であるというものであるということは十分わかっていますが、その成果は現状25年度から始まって今現在どうですか。定住促進ということで、何名の方がおいでになりましたか、教えてください。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 林開発指導課長。

~~~~~○~~~~~

○開発指導課長（林） 昨年からはまりまして、昨年度は59世帯の方が御利用されてます。その中で町外からが28世帯。人数にしますと、対象の世帯人数ですけども、全体で59件、229名。それから町外からの転入が先ほど言いました28世帯の97名ということになっています。今年度はまだ今のところ12件ということでございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（藤本） ありがとうございます。

町外から28世帯というふうに考えてよろしいですかね。ありがたいことですね。本当にこの制度が当たったのか、熊野町がよかったのか、教育がよかったのか、そういうことはわかりませんが、とりあえず28世帯も町外からおいでいただいたということは本当にありがたいことです。

ただ、先ほどから申しますように、この子育て世帯が本当に満足して熊野町で生活というか、住んでいくためには、やはり子供が遊ぶ遊園地とか、遊園地というか遊具とか、

公園とか、そこらあたりはやっぱり整備すべき問題ではなかろうかと。

実際に、このことはいろいろと近所のお母さん方とお話しする中で、さっき焼山の公園に行ってきたんよとか、きのうは海田の公園に行ってきたんよとかいう声をよく聞くんですよ。何でといえば、「そりゃ焼山はあれだけ立派な遊具があるし、そして海田に行ってもそれがあるし、そうそう、最近坂にもこんなのができたよ」と聞きまして、私は行けるところへ行きました、写真を撮って、今何名かの執行部というか、町長初め、皆様方に私が撮って編集したものとかいうのをお見せしておりますが、その写真を見ていただければおわかりになると思いますが、やはり他の市町、町でもそうですけど、立派なものができるんですよ。だから、海田町へお寄りてみたりとか、焼山へ行ってみたりとかしてるんですよ。子育ての定住促進を願う町にしては、その部分が何か忘れ去られてるんじゃないかと思えます。

今写真を町長に見ていただいておりますが、立派でしょう。そうですよね。やっぱりそこらも含めて子育て世代に定住をというんであれば、手をつけねば、やっぱり20万とか10万で、30万でなかなかおいでいただけるという結果にはならない。だから、今熊野町がやろうとしている教育ですね。これがやはり成果を上げて、県内でも随分評価をいただいております。それプラス20万か30万、プラスちゃんとした立派な公園があって、遊具がちゃんと備えてあって、熊野から一歩も出なくたって子供たちは育てられるよというふうな形で考えていただければと思うんですが、その部分、何か計画とかあるんでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） こういった大規模なものではございませんが、本年度からおおむね3カ年をかけまして熊野団地地区におきまして整備を行ってまいりたいと考えております。それで、ポケットパークを2カ所、現在既存の街区公園等の修理を行ってまいります。それと、今神田浄水場跡地ですが、若干広くいたしまして、その中を広場にしまして、そこへ休憩所とトイレを整備を行おうということで、少しずつではあります、公園の、また言い忘れましたが、今度新しくできる公民館の横の芝生広場にはこういった遊具を、こんな立派なものじゃないですが、これがちょっと小さいようなものは置かしていただくという計画でおります。

また、我々といたしましても、この都市計画マスタープラン、また上位計画の総合計画の中に公園の整備ということを行っていくと明記してございますので、国から交付金のある事業を受けながらそのようなことをやっていきたいというふうに考えております。

ただ、たちまち3年間はこの事業で町民1人当たりの公園面積をふやしていくという考えでございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（藤本） わかりました。そういうことですね。町民1人当たりの公園面積という部分を先にやられるというふうに考えたらいいわけですよ。

私が思うに、海田やら、今の坂やらへ行ってみて思ったことは、地域にある公園というのは、そんな遊具がなくなっても、広場で安全に遊べる場所があれば、子供たちは、タイヤのこんな切ったようなやつだけでも十分遊んでるんですよ。今のよその地区にも行ってみましたが、その中でやはりそういうところはその程度のものにして、やはり一つどんと大きなものをつくる。今の時代ですから、おじいさんやおばあさん、お父さんやお母さん、車がありますから、別に地元ですぐ立派な遊具を、立派なというか、それなりの遊具を備えた公園がなくなっても、車で例えば深原の運動公園に行くとか、例えば新宮の方は町民グラウンドのほうへ来るとか、いろんな足があるわけですから、僕もそこまで点在してそれぞれに、遊具って高いんですよ、結構。その高い遊具をそれぞれに1個ずつぽこんぽこんと置くんじゃなくて、そこはタイヤ程度にさせていただいて、そして例えば深原なら深原の運動公園のところへどんとつくって、ただただつくってしまったんでは何の意味もないんで、例えば熊野町はやっぱ農業が4町の中で随分盛んですから、熊野町でとれたものを仮設でもいいから土日だけでも販売できるようなものを置いておくとか、皆様方に協力いただいてですね。そういう道の駅的なものも含めてやれば、やはり逆に今度は海田町から上がってきてくれた、坂町から上がってきてくれた、そしてそうしたことによって農業の振興、もちろん振興ができるかどうかかわからないですけど、そういうところにも行くんじゃないかと。

だから、公園の整備、遊具という一くくりの中だけでないところまで、農業に関連するものであるとか、高齢者に関連するものであるとか、一くくり大きな計画の中でお

考えいただいたほうが、今後の熊野町の発展につながると思うんです。ただ単にぼこんぼこんと遊具を備えたけえ、藤本どうやという問題ではないと思うんです。もっと大きな考え方で、熊野町の全体を、今後の未来を、今のお考えいただいてやっていければと思いますし。

そういう3年間それで行くということであるんでなかなか変更は難しいかと思いますが、実際にそういう海田町の遊園地であるとか、安芸太田であるとか、世羅町であるとか、できれば執行部の方、出張という形でぜひ見てきていただきたい。そして、町長にそれを伝えていただきたい。三村町長のことですから、そういう部分でよそに負けるのは嫌なはずなんで、きっと、これは森本部長、負けられんのかというふうに言っていたけるのかなと思うわけですが、町長、お待たせいたしました。どうぞよろしくお答えくださいませ、全てにおいて。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） まず、最初の川掃除でございますが、実を申しますと私も年齢制限を加えたかったんですが、自治会の判断等で年齢制限はやっぱり設けられないということになりました。ただ、やはり私ももともと地域懇談会を回ってみて、複数の高齢者の方から意見をいただいておりますので、どうしてもできる人ができるという基準で行きますと、基本的には全体はそれでいいんですが、個々で見ますとやはり近所の顔であるとか、そういったことで高齢者の方は義理がたい方が多いですから、無理して川に入られるという状態もよくわかります。

この問題については、また引き続いてもう少し具体的な基準というものを、各自治会ごとでいいですから、つくっていただくよう私からも考えていきたいと思っております。

ただ、やはり70歳で切るというのはちょっと若いかなというところが多いです。やっぱり後期高齢者あたりを基準にすべきかなという思いは持っています。引き続き、またこの夏が間に合わなくても、将来的にはちょっとやっていきたいなと思っておりますので、議員さんもよろしく願いいたします。

それから、2点目の遊具でございます。遊具は私、結構見ておまして、よその町も結構、呉も見ておりますし、海田も見てます。坂はまだ見てませんけどね。結構見ております。

ただ、やはり利用しないと古くなっているところもかなりあります。せっかく今言われたように非常に値段がします、これは。ちょっとしたものはすぐ1,000万円を超えます、1基で。今写真に出ているものは恐らく七、八千万円から億にかかっていると思います。そういったこともございます。

前にもお答えしたんですが、やはり筆の里工房をもう一度再開したいということで、こういった子育て世帯に対する遊具であるとか、道の駅とまでは行きませんが、そういったものが、施設ができればということは私も思っておりますので、いわゆる熊野町の農産物、結構絞るとないんでございますが、実質はないんでございますが、そういったものも地域の米がおいしいと言われてますので、できればこういったものもそういった施設で御紹介していきたいと考えておりますので、来年というわけには行きませんが、検討課題に入れておきますので、そういうことで御了承いただきたいと思います。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（藤本） ありがとうございます。

以上で私の質問を終わりたいと思いますが、町内一斉清掃につきましては、今年の12月定例議会で質問しました選択性のデリバリー給食中学校導入とあわせて、この二つは解決なされるまでひよっとしたら毎回、質問させていただくかもわかりません。とはいっても、いろんなまた別の問題が出てくるんで、それはそれで研究しながらやっていきたいと思いますが、いずれにしても、町長の先ほどのお言葉をいただいたところで、本当にこれからそういう部分まで思いをはせていただいて、変えることができるんではなかろうかとこのように考えまして、何となしに気分的にちょっとすっきりしたかなというところで終わりたいと思いますが。

きょうとりあえずソフトにやったつもりですが、また何かこういうところを直したらいいよということがございましたら、教えてくださいませ。やはり皆様方の協力がなければ、そうはいつでもできることもできなくなってしまいますので、皆様方とともに熊野町をよくしていきたいと思っておりますので、ぜひともよろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 以上で、藤本議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は13時30分から始めます。お願いします。

（休憩 11時53分）

（再開 13時30分）

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて、9番、山吹議員の発言を許します。

山吹議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（山吹） 9番、山吹です。私は2点について質問いたします。答弁のほどよろしくお願いいたします。

1点目、ふるさと納税について。

生まれ故郷や応援したい自治体への寄附、いわゆるふるさと納税について、総務省の公表資料によると、平成24年度の1年間に全国で約130億円の寄附がされていると聞いております。本町も財政力に照らし、財源を創意工夫により獲得する試みが重要であると考えます。このふるさと納税による寄附金受納の状況と取り組み、また寄附金の使途をお聞かせください。

また、特産品の豪華さを競い、寄附する側も特産品の品定めをして寄附先を決めるなど、制度の趣旨に必ずしも沿わない昨今の動向について懸念する声もあります。そこで、本町においても昨年度に開始した記念品贈呈、いわゆる返礼品の取り組みについて、改めてその趣旨と返礼品購入に要した額等をお聞かせください。

2点目。筆の里工房の今後の展開について御質問いたします。

筆の里工房は平成6年の開館からことしで20周年を迎えます。これまでに多くの企画展を開催し、町内外から毎年7万人を超える多くの方々にお越しいただいており、本町の唯一の観光施設となっております。これまで開催された多くの展覧会の企画立案には、展示品の所有者や関係者、また関係団体との交渉や集客方法など、大変御苦労があったと感じております。

そこで、質問ですが、筆の里工房は筆の里振興事業団への指定管理委託という形で運営されておりますが、今後どのような運営方針でこういった効果を期待されているか、



設置者である町としての考えをお聞かせください。

以上、2点質問いたします。答弁よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 山吹議員の二つの御質問、「ふるさと納税」と「筆の里工房の今後の展開」についてお答えいたします。

まず、1番目のふるさと納税についてですが、寄附金のうち2,000円を超える部分について、一定限度まで所得税と住民税が全額控除される寄附金税制、いわゆるふるさと納税は、応援したい自治体に寄附という形で納税できる制度として、平成20年に始まりました。以来、昨年度までの6年間、185万円弱の寄附金が町に寄せられました。

寄附金による収入は地方交付税の算定に影響しないため、ふるさと納税への取り組みは、自主財源を拡大させる手段の一つと認識しております。このため、町のホームページで寄附を広くお願いするとともに、ふるさと納税を専門に扱う民間事業者のホームページに掲載いただくなど、周知に努めております。

また、昨年度から、2,000円以上の寄附者全員に筆の里工房の入館引換券を、また、1万円以上の寄附者には熊野筆を贈呈しております。こうした取り組みの結果、昨年度は例年を大きく上回る61万円の寄附をいただきました。寄せられた寄附金は、その全額を筆の里づくり基金に積み立て、筆まつりへの助成など、筆文化を継承する取り組みへの財源として活用させていただいております。

次に、記念品贈呈の趣旨でございますが、寄附に対する感謝の意を表すとともに、熊野町や熊野筆のPRと観光客の招致を目的とするものでございます。昨今、豪華な特典を追求するなど、競争が過熱しており、納税先をみずから選ぶという本来の趣旨から逸脱しているのではと、現状を懸念する声が出ております。町での昨年度の記念品購入費は4万円弱であり、節度ある返礼であると考えております。

次に、2番目の筆の里工房の今後の展開についてですが、多くの皆様の御支援と御協力により、筆の里工房は開館20周年を迎えることができました。今後も、引き続き、筆の里振興事業団への指定管理のもと、筆の博物館として、熊野筆及び熊野町の情報発

信拠点として、事業を展開してまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては、総務部長から答弁をさせます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 内田総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（内田） 山吹議員の「筆の里工房の今後の展開について」の詳細についてお答えをいたします。

筆の里工房は、平成6年9月に、筆にかかわりのある美術、工芸、文化が深く根づいた個性ある熊野町の地域づくりに資するための施設として設置したものです。平成7年度から、現在の一般財団法人筆の里振興事業団に運営を委託し、平成18年度からは指定管理者として、引き続き運営を委託しているところでございます。

今後の運営方針と事業効果でございますが、これまでの実績を踏まえながら、引き続き日本の筆づくりの歴史に関する調査研究及び資料収集、書、絵画、工芸などの筆文化に関連した幅広いニーズに対応する展覧会や事業を展開してまいりたいと考えております。

こうした筆文化を理解し親しめる活動を通じ、筆の都のユニークなミュージアムとして、地域文化や地場産業の振興に貢献しつつ、将来の地域づくりを担う人材育成に資することも期待しております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 山吹議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（山吹） 答弁にもあったように、このふるさと納税は財源の確保もさることながら、町や熊野筆をPRするツールとしても有効なものと考えられます。

そこで提案ですが、町や熊野筆をPRし、あわせてふるさと納税による寄附を募るといった内容のチラシ等を作成して、例えば全国で営業活動をされている筆事業者に配布協力を求めるなど、筆事業者と共同したより積極的な取り組みを行ってはどうでしょうか。また、クレジットカードやコンビニで寄附ができる自治体もあると聞いておりますが、そのような寄附しやすい環境整備も考えられますがどうでしょうか。



○商工観光課長（時光） 筆の里工房の集客を利用した取り組みということでございますが、議員御指摘のとおり、筆の里工房は筆のミュージアムと同時に本町にとりまして観光施設の大きな目的を持っているというふうに考えております。

先日、工房周辺で子育て世代を対象といたしましたふでりんマーケットを開催いたしました。こちらでは筆の里工房の入館者を初め、多くの方に参加していただいております。また、7月から筆の里工房のほうではやなせたかし展、アンパンマン展が始まるわけでございますが、これにあわせまして、県の観光施策と連携しまして、筆の町交流館K-JINをふでりんミュージアムというふうにしまして、筆の里工房からの誘客を図り、そこで子育て支援施策などの周知を行っていきたいと考えております。

今後こういった取り組みの実績を踏まえまして、定住人口、それから交流人口、こういったものの拡大に向けた取り組みを行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 山吹議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（山吹） 筆の里工房で国宝や重要文化財などの貴重な作品をお預かりできるのは、事業団がこれまで築いてこられた実績や信頼関係もありますが、根本的には事業団が公共施設の指定管理者であり、熊野町は運営に深くかかわっているため、公共性と信頼性が高いと認知されているからだと考えます。

また、設立当初に比較すれば、若干減少傾向ではあります。毎年、筆の里工房の維持管理は運営に貴重な財源を拠出しておりますし、今さら立地を変更することはできません。こうしたことから、引き続き筆の里工房に対して、我々町民が理解を深めることはもとより、さらには町民のものとして認知されるような施設運営のあり方を期待しております。このことを実現するためにも、町としても筆の里工房の運営に積極的にかかわっていかれますようお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 以上で、山吹議員の質問を終わります。

続いて、4番、民法議員の発言を許します。

民法議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（民法） 4番、民法でございます。今回、通告書に基づきまして、2点ほど御質問させていただきます。

1点目は筆の里工房20周年と今後の振興策についてお尋ねします。

筆の里工房はこの9月で開館20周年を迎えます。入館者は毎年7万人を超えており、筆をテーマとした博物館として全国的に高く評価されており、著名人も数多く来館されています。運営は一般財団法人筆の里振興事業団に指定管理を委託されていますが、町として現在の経営状況について、どのように評価されているか聞かせていただきたいと思っております。

また、さまざまな企画展の開催やセレクトショップの開設により、団体客の受け入れも多くなっていると思っております。開館以来、展示室の増築、臨時駐車場の増設を行っていますが、団体で来館された方々から、トイレ、休憩所が足りないという声や、工房周辺の整備を望む声をお聞きすることがございます。建築から20年を経過し、今後、施設の改修、改善の計画もあると思っておりますが、これにあわせてトイレや休憩所の増設をされてはどうでしょうか。また、これまでもお願いしていますが、公園整備などについて、再度、早期の実現をお願いいたします。

2点目でございますが、若者定住、少子化対策についてお尋ねします。

先日、日本創成会議が市区町村単位での20歳から39歳の女性の人口を指標とした人口推計をもとに、2040年には全国の約半数の896市町、市区町村、県内では4割の12市区町が消滅の危機に直面するという衝撃的な提言を公表されてます。本町は48.4%で、ぎりぎり消滅自治体には載っていませんでしたが、2,599人が1,341人にほぼ半減すると試算され、消滅に近い町となっています。

大都市への人口流出の歯どめや選択と集中の考え方の中で、地域への支援など、今後国の対策を中心とした提言ですが、本町においても危機感を持って10年、20年と先を考えた対策をしなければならないと思っております。

現在、町では子育て世代の定住住宅所得補助や保育事業などの子育て支援を行っていますが、それ以外にもっと若者定住促進、少子化対策が必要であると感じます。今回の提言に関する感想と、今後どのような対策を考えておられるのか、お伺いします。

以上、2点、よろしくお願いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 民法議員の二つの御質問、「筆の里工房20周年と今後の振興」と「若者定住、少子化対策」についてお答えします。

まず、1番目の筆の里工房20周年と今後の振興についてお答えいたします。

まず、経営状況でございますが、指定管理を委託しております筆の里振興事業団において、施設の運営管理、企画展の開催のほか、筆づくりなどの体験メニューやセレクトショップ等の収益事業も含め、安定した運営を行っていただいていると認識しております。

次に、筆の里工房内の休憩所、トイレの増設でございますが、増築が伴う工事を行う場合は、建築基準法の基準の改正等で、本体自体の工事を伴うことから、現状の施設規模での改築、増設を考えますと、施設全体の利用の見直しなど検討すべき課題もございます。しかしながら、議員御指摘のとおり、団体客への対応も必要かと思っておりますので、休憩所につきましては、情報コーナーに設けております休憩コーナーの周知について、筆の里振興事業団と協議し、対応したいと考えております。

また、筆の里工房北側の公園整備でございますが、現時点では具体的なことが決まっておりますが、周辺整備については必要であると考えておりますので、今後、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、2番目の「若者定住、少子化対策」についてでございますが、先般、2040年までに、全国の実に半数、率で49.8%でございますが、896の市区町村が消滅の危機に瀕するという新聞報道がございました。報道内容は、元県知事や経済界、大学教授などで構成する民間組織「日本創成会議」が、2040年の全国市区町村人口の推計値を発表し、その中で、子供を産む中心世代である20歳から39歳の女性の数が、半分以下に減少する市区町村は、将来的には消滅する恐れが高いとし、対策を促したというものでございます。

なお、本町は報道で御承知のとおり、消滅可能性都市の分類には含まれておりませんが、減少率が48.4%と非常に高い数値が発表されております。

将来推計は、全国的な条件設定のほか、地域地域における特性なども考慮する必要がある、このたびの推計も一つの考え方ということになろうかと思っておりますが、いずれにし

でも、人口減少社会の到来、自治体運営の先行き懸念といった課題に向き合い、議員御指摘の若者定住・少子化対策を進めていくことが重要であると、私も感じているところでございます。

町では、これまでも子育て世代を対象とし、住宅購入費を助成する子育て定住促進助成金や乳児医療の対象年齢の拡大など、独自の取り組みを行っております。今後もさらに、定住促進につなげるための交流人口の増、町の子育て支援施策の情報発信など、取り組みを強化してまいります。また、今後の国の動向にも注視し、国が講じる支援策等を見落とすことなく活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（民法） いろいろと御答弁ありがとうございます。

まず、今からちょっと細かくお聞きさせていただきたいと思います。筆の里工房20周年と今後の振興策でございますが、現状では増改築は難しいということでございますが、私も以前一般質問で、休憩所、食べる場所がないといったようなことを申し上げたこともございましたが、今後、公園整備などをされるのであれば、そのときでもぜひトイレ、休憩所の問題についても検討いただきますようよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、筆の里工房の20周年イベントでございますが、何をされるのか、これといった大きな目玉があれば教えていただきたいと思ひます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 石井総務部参事。

~~~~~○~~~~~

○総務部参事（石井） 式典や記念講演会等も計画をいたしておりますけれども、9月20日から11月3日まででございますが、「日本の書と筆の宇宙」というテーマで開催いたします日本の文字の変遷をたどる展覧会が中心でございます。内容でございますけれども、国宝、あるいは重要文化財等を含む書道史上大変貴重な作品を、東京の国立博物館、宮内庁の三の丸尚蔵館、五島美術館、徳川美術館などから約60点を借り受けまして、御紹介をするものでございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（民法） 国宝展ですか、さまざまな方々のたくさんの協力があつて、またお金のほうも結構つぎ込んでのことではなかろうかと思ひますので、ぜひ一人でも多くの方に会場へ来ていただきますように、PRのほうをしていただきたいと思います。

それから、開館時と比べて大きく変わっているのはセレクトショップであろうと思ひます。経営状況の報告では、アッセと銀座TAUでは売り上げは顕著で、本店での売り上げは減少しているという状況が報告されておりました。セレクトショップの目的は、熊野筆と熊野町の情報発信拠点としての重要な役割があると思ひます。財団の自己財源での運営ということになりますが、例えばTAUでのイベントなどについても町の補助事業や委託事業として実施を検討していただきたいと思います、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 時光商工観光課長。

~~~~~○~~~~~

○商工観光課長（時光） 議員の御指摘のとおり、TAUにつきましては銀座というところで、立地的にもとてもいい場所だと思っております。今後、例えば法政大学との連携でありますとか、その他商工会の青年部の活動、そういったものも含めまして、いろいろな意味でのPRの事業について検討してまいりたいと思ひます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（民法） せつかくの首都圏での情報発信拠点ですので、町も連携して事業を展開されるようお願いしたいと思います。

次に、筆の里工房のアクセスについてお伺いします。工房には町内外から多くの方が来館されます。以前、営業所からシャトルバスが運行されたことがありましたが、乗車率が低く、期待した効果が得られなかったとお聞きしております。筆の里工房のパンフレットを見ますと、出来庭バス停から徒歩20分と掲載されていますが、例えば中溝バ



ス停から筆の里工房まで散策コースを考えて、パンフレットにもそのように紹介されてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 時光商工観光課長。

~~~~~○~~~~~

○商工観光課長（時光） アクセスの散策コースということでございますが、現在、町のホームページ等で町内の散策コースについては何ルートか紹介をさせてもらっております。そういったルートも踏まえまして、今後アクセスでそういうものを活用していくというコースの設定等、筆の里工房と協議をしながら考えてまいりたいと思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（民法） 一つ私の思いですが、中溝バス停でおりて、郷土館を出発して、K-I-N、榊山神社等に寄って工房へ行くといったようなルートもよろしいのでは。中溝の商店街を通っていただいて、歩いていかれるのもよろしいのではないかなと思います。

バスなどで来られて歩かれる方には、K-I-N、榊山神社、郷土館などに立ち寄りながら筆の里工房に来ていただくと、滞在時間もふえると、また町の紹介にもつながると思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

それと、子供連れで憩いの場として工房周辺の公園整備についても、早期に検討をお願いしたいと思います。

続いて、若者定住、少子化対策についてですが、住宅購入費の補助や乳児医療の・・・、本町においては保育所の待機児童もゼロと伺っておりますが、こうした施策や現状を町の魅力としてもっとPRすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 時光商工観光課長。

~~~~~○~~~~~

○商工観光課長（時光） 町の魅力のPRということでございますが、先ほど山吹議員の質問の際にもお答えさせていただきましたが、筆の里工房の集客、こういったものを活用いたしまして、町外から来られた方、そういう方たちに子育て支援施策を含め、町の

魅力について、どんどん今後は積極的にPRをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（民法） 身近な取り組みとしてもう1点ほど提案ですが、人口減少の原因として晩婚化ということがありますが、今の町や商工会、法人会などで婚活イベントなどをやっておりますが、町としてそういうことを実施してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 時光商工観光課長。

~~~~~○~~~~~

○商工観光課長（時光） 婚活イベントということでございますが、町が直接実施というのはなかなか難しいところであろうかと思いますが、商工会の女性部さんから、そういうイベントについての御相談がございまして、町のまちづくり共同推進事業助成金を活用してそういうことをしたいということで、今申請を受けているところでございます。まだ最終的には審査会を経て決定ということになると思いますが、その結果いかにかわらず実施はしたいというふうに伺っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（民法） これは商工会が取り組まれるということによろしいですか。

せっかくですので、成果のあるものになるように、町も協力していただきたいと思えます。

最後に、県外の大学などに進学した若者に熊野町にUターンしていただくためには、通勤のための道路の整備、バス路線の拡充、充実など、住みよい環境の整備が必要になると思いますが、こういった整備は近隣市町や県との連携が必要になってくると思いますが、今後、広域的な連携などは考えていらっしゃいますか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（馬上） 宗條企画財政課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○企画財政課長（宗條） まず、バス路線について私のほうからお答えをさせていただきます。

広島市を中心といたします広島都市圏、この都市圏の中の生活バス交通のネットワークを維持する上で必要となるバス路線につきまして、関係の市町の間で協議をいたしまして、国、県の助成対象路線として位置づけられるということで、広域的な協議の中で路線維持が図られているということがございますし、またそれらの関係団体が協調してバス運行の経常経費に対しても助成を行っているという取り組みはございます。

また、御承知のとおり、阿戸線につきましては広島市とともに独自の取り組みとして、赤字補填を行うことで路線を存続させているといったような広域的な取り組みも行っております。

また、バスの利便性を確保するという観点でございますが、過去の事例といたしましては、交通系ＩＣカード「パスピー」の整備に対して助成を行っておりますし、また本年度の取り組みといたしましては、バスの運行情報がリアルタイムにスマートフォン等で受信できるバスロケーションシステム、こういった整備に対しても関係の市町で助成をしていくといったような、広域的な取り組みの中で生活バス路線というものは現在も維持に向けて努めているところでございます。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（馬上） 森本建設部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○建設部長（森本） アクセスの道路ということでございます。熊野町は今重要路線、町外から入ってくる重要路線、県道矢野安浦線、瀬野呉線になろうかと思っております。定期的に関係市町村で両方とも促進協議会というものをつくっております。これによりまして、県幹部等に陳情等を行いまして、早期の整備ということを毎年のように陳情に参っております。

以上のようなことで、定期的に今後もそういうことをやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（民法） 一つよろしく願ひいたします。

これまで本町は、定住施策をしなくても近隣市町の発展に伴い人口がふえてきてましたが、人口減少時代に入り、今後は積極的な定住施策が必要と思います。

このたび発表されたものはあくまでも推計に基づくものですが、現状を考えるとしっかりと受けとめなければならない問題だと思います。町独自の定住施策を十分検討し、広域的な取り組みも積極的に取り組んでいただくようお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 以上で、民法議員の質問を終わります。

続いて、3番、時光議員の発言を許します。

時光議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（時光） 3番、時光です。本日、私は2点質問させていただきます。

まず、1点目は介護予防施策についてでございます。

昨今、メディア等で2025年問題ということはよく耳にしますが、2025年は、昭和でいいますと22年から昭和24年生まれのいわゆる団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者になる年です。熊野町においては2025年には約24%、4人に1人が後期高齢者が占めると聞いております。けさの藤本議員の質問ではございませんが、川掃除どころではなくなるということでございます。今後、医療、介護、福祉サービスの需要に対し、社会保障財政のバランスを保つために、超高齢化社会に向け、介護予防事業を積極的に行うことが必要ではないかと感じております。

そこで、熊野町が現在取り組んでいる介護予防事業の現状と、今後の取り組みについてお伺いします。

続いて、2点目でございます。県道瀬野呉線交通安全事業についてでございます。

先日、熊野町は交通死亡事故死ゼロ2000日を達成しました。これはひとえに熊野町を含め、関係諸団体の皆様の御努力のたまものと感謝しております。今の県道瀬野呉

線は第二小学校の通学路でもあり、朝夕の交通量は非常に多く、危険な場所です。第1工区はほぼ完成し、地元住民の皆様も非常に感謝されております。第1工区を含め、続く第2工区の工事の概要と計画について説明を求めます。

以上、2点について御答弁お願いします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~〇~~~~~

○町長（三村） 時光議員の二つの御質問のうち、1番目の「介護予防施策について」の御質問は私から、2番目の「県道瀬野呉線について」の御質問は、建設部長から答弁をさせます。

これから迎える超高齢社会について、団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題として、国レベルでの大きな問題となっており、介護保険法の見直しなど、これからの福祉施策について議論がなされているところであります。こうした状況の中、町においては、第5次熊野町総合計画において、ともに支え合い、健やかに暮らせる町を政策目標に掲げ、高齢者が地域で自立し、生活できる町、地域全体でともに支え合う地域福祉社会を構築すべく、その取り組みを行ってまいります。

なお、詳細につきましては、民生部長から答弁をさせます。

以上でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（馬上） 清代民生部長。

~~~~~〇~~~~~

○民生部長（清代） 時光議員の「介護予防施策について」の詳細についてお答えします。

現在、町においては介護認定率が県内で一番低い状況にありますが、その要因の一つに、65歳から74歳、いわゆる前期高齢者の割合が非常に大きいということがあります。しかし、平成31年には後期高齢者の割合が大きくなり、また、高齢者数も平成30年ごろにピークを迎えますが、後期高齢者の数は少なくとも2025年まではふえ続けると推測しております。

このような状況を踏まえ、町では社会保障制度改革における基本的な考え方にもありますとおり、「自助」「共助」及び「公助」が適切に組み合わせられるよう留意しつつ、



○議長（馬上） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（時光） 1問目の介護予防についてでございます。

誰もが元気で老後を送りたいものです。答弁にもありましたが、介護予防、健康づくりには自助、つまり自身の取り組みが必要であると考えます。今答弁にありました、先日私も機会がありまして、「ゆらっとくま～熊野リハビリ体操」を体験させていただきました。担当職員の方の事前の説明もわかりやすく、体操指導のリーダーの方の指導も適切で、簡単なストレッチ的な内容でございましたが、すばらしい体操だと感じました。

そこで、住民の方々に周知していただくために、「ゆらっとくま～熊野町リハビリ体操」、そして答弁にありましたノルディックウオーキングについて、簡単に説明していただきたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 隼田健康課長。

~~~~~○~~~~~

○健康課長（隼田） 「ゆらっとくま～熊野町リハビリ体操」でございますが、この体操は体を鍛えることを目的とした体操ではございません。関節を固めないであるとか、筋肉をかたくしない、そういったリハビリテーションの立場から考案した体操です。

次に、ノルディックウオーキングですが、スキーのストックのようなポールを使ったウオーキングで、最近町内でよく見かけるようにはなりましたが、ひざ、腰に負担をかけず、体の全体の筋肉をバランスよく効果的に使うことができるウオーキングということで、介護予防、一次予防事業として実施しております。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（時光） 最初の答弁の中で、互助の取り組みとして体操を普及する地域リーダー養成を行い、住民相互の助け合いの仕組みづくりということがありましたが、具体的にどのように取り組んでおられる事業でしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 隼田健康課長。

~~~~~○~~~~~

○健康課長（隼田） 互助の取り組みということで、町では平成23年度から住民が住民を育てるシステムづくりということで、「ゆらっとくま～熊野町リハビリ体操」を普及するための体操リーダー、町民のボランティアでございますが、体操リーダーの養成事業というのを実施しております。事業は10日間の日程で講習を受けていただき、その後筆記試験、実技試験を行いまして、合格された方を体操リーダーとして認定し、そのリーダーの方に地域のサロン事業でありますとか、いうところでボランティアとして体操の普及をしていただいております。

以上です。

~~~~~○~~~~~  
○議長（馬上） 時光議員。

~~~~~○~~~~~  
○3番（時光） 平成23年度からの取り組みということですが、現在、何人のリーダーが認定され、その活動実績はどのようになっているか。また、今年度のリーダー養成講座の開催予定はどのようになっているのでしょうか。

~~~~~○~~~~~  
○議長（馬上） 隼田健康課長。

~~~~~○~~~~~  
○健康課長（隼田） 平成25年度末のリーダー認定者数は44名の方です。活動は体操の指導をしてほしいと希望されるサロン等から講師派遣の依頼をいただき、その場に向いて指導を行っていただいております。

平成25年度においては、定期的に要望される団体、14団体を含めまして全部で24団体からの依頼がありまして、活動回数は163回、参加者延べ人数が2,462人となっております。あと、平成26年度、今年度の取り組みですが、養成講座のほうを、10月、11月に週1回のペースで10日間、実施するようにしております。

以上です。

~~~~~○~~~~~  
○議長（馬上） 時光議員。

~~~~~○~~~~~  
○3番（時光） 活動回数163回、延べ人数2,462人とのことで、評価すべき結果は出ていると思われませんが、この「ゆらっとくま～熊野町リハビリ体操」をさらにPR



していただき、参加数をふやしていただきたいと思います。今後の事業展開はどのようにお考えでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 隼田健康課長。

~~~~~○~~~~~

○健康課長（隼田） このリハビリ体操において、先進的に取り組んでおられます茨城県のデータなんですけれども、体操リーダーさんが活発に活動されておる市町村においては、介護認定率が下がっているというようなデータがあるようです。また、身体活動の増加により、認知症のリスクも低減できるという国のほうのデータもございます。

このことから、健康づくりへの自身の取り組みでございますリハビリ体操であるとか、ノルディックウォーキングについて、今後も普及啓発を図りたいと思います。

また、互助の取り組み、体操リーダー養成講座等をインフォーマルな相互扶助の地域づくりも行い、自助、互助、共助、公助のバランスのとれた地域福祉社会の構築を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（時光） 今年度、第6期介護保険事業計画を策定されることになっております。

さきにも述べましたが、これからますます高齢者がふえ、行政のみでは対応できない多くの問題が起こってくると想定されます。今後も住民みずからの介護予防、健康づくりへの取り組みの意識啓発、住民が住民を支える互助の仕組みづくりと、公助を行う行政がリーダーシップをとり、地域の力を引き出す施策を推進していただくことを要望し、1番目の質問を終わりたいと思います。

続いて、2番目の質問でございます。第1工区に引き続き、第2工区もすばらしい道路が完成すると思われま。以前、海上側地区より第二小学校までの通学路を雨の日に子供たちと一緒に歩いたことがあります。大型車がスピードを落とすこともなく猛スピードで、子供の傘の50センチそばを通過していきました。一部、歩道のないところもあります。車のスピードを考えれば町内一危険な通学路じゃないかと感じました。一歩間違えば生死にかかわる大事故にもつながります。少しでもいい道路をつくっていただ

ければと思うのですが、本地区は歩道が非常に狭くて危険なことはもちろんですが、大型車同士の離合もままならないぐらい車道も非常に狭い状況です。具体的にはどのような幅員構成となるのか、また今後の第2工区の工事予定の説明を求めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） まず、道路幅員でございますが、現在、車道の幅員が6メートル、歩道部が1メートル、全幅7メートルが現況でございますが、これを改良することによりまして車道幅員が7.25メートル、歩道幅員が2.5メートル、全幅で9.75メートルという規格の道路になります。

次に、2工区の予定でございますが、昨年度から用地買収及び物件補償に着手しており、今年度も引き続き、先ほども申しましたとおり用地買収を行う予定としております。

工事につきましては、用地買収の進捗状況を見きわめながら、その着手時期について判断していくこととしております。明確な完成年度については、今のところ把握できない状況でございます。いずれにいたしましても、事業主体である広島県と連携いたしまして、本事業の一日も早い完成を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 時光議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（時光） いずれにしても立派な道路になると思います。

交通死亡事故死ゼロ3000日、そして4000日を目指すためにも、子供たちと地元住民の方々の安全確保のため、一日も早い完成を町として事業主体の県に働きかけていただくことを強く要望いたしまして、私の質問を終わります。御答弁ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 以上で、時光議員の質問を終わります。

続いて、1番、沖田議員の発言を許します。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（沖田） 1番、沖田です。私からは2点質問させていただきます。

まず、1点目に保育環境の充実についてですが、今年度施政方針におかれましては、発達障害児に対する保育士の加配措置や保育士の処遇改善に取り組む保育所への財政支援措置を講じるなど、保育環境の充実に取り組むとのことですが、現在の状況と今後の対策についてお伺いいたします。

3月の予算特別委員会において、発達障害児に対する保育士の加配について質問いたしましたところ、保育所に発達障害児が2人以上いる場合には、保育士を1人補強するとの御答弁がありました。保育士不足の中、本当に可能な措置なのか疑問に感じましたので質問させていただきます。現在、町内各保育所の発達障害児の人数とそれに対する保育士の加配措置について、具体的に御答弁ください。

次に、保育士の処遇改善に取り組む保育所への財政支援措置についてですが、保育士の処遇改善等が給与の増額を指しているのか、保育士のシフトに余裕を持たせているなどの環境改善を指しているのか、具体的にどのような処遇改善に取り組んでいる保育所へ財政支援をされるのか御答弁ください。

また、前年度に起きた事例ですが、兄弟で別々の保育所に通われていた保護者の方から、大変負担であったとお聞きしていますが、なぜそのような対応になったのか、その経緯をお伺いいたします。兄弟で保育所に入所する場合の対応を御答弁くださいますよう、よろしくお願いいたします。

2点目に、安心、安全な出産育児に向けた子育て支援策についてですが、妊娠初期から子育ての孤立化を防止するとともに、ふなれな子育て生活の不安や負担の軽減を図るため、おなかの赤ちゃんの一般的な成長の様子、妊娠中の心身の健康管理アドバイス、つわりへのアドバイスメール、食事と栄養アドバイス、出産準備の心構えなどがメールアドレスを登録した利用者に届く子育て応援メール配信サービスを導入していただけないでしょうか。

また、複雑化する乳幼児の定期予防接種のスケジュールを保護者がみずから管理することへの支援策として、対象乳幼児の生年月日を登録することにより、接種忘れを防止し、安心して子育てができる環境を提供するため、予防接種お知らせメールをあわせて導入していただけないでしょうか。御答弁のほど、よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

〇町長（三村） 沖田議員の二つの御質問、「保育環境の充実」と「子育て支援策」についてお答えいたします。

まず、1番目の保育環境の充実についてでございますが、今年度の施政方針でも述べましたが、年々増加している発達障害児の保育の受け入れ体制の整備、現場で働く保育士等の人材確保と処遇改善に取り組んでまいります。

次に、2番目の子育て支援策についてですが、各種母子保健事業を通じて、保健師等がより顔の見える相談体制をとり、子育てへの孤立化の防止や育児不安への軽減を図っております。また、昨年度は、子育てに関する情報をわかりやすく提供するため、町ホームページの見直しを実施したところでございます。

今後も、事務・事業の見直しを行いながら、子育て支援施策の充実を図ってまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては、民生部長から答弁をさせます。

以上でございます。

〇議長（馬上） 清代民生部長。

〇民生部長（清代） 沖田議員の二つの御質問、「保育環境の充実について」と「子育て支援策について」の詳細についてお答えします。

まず、1番目の保育環境の充実についてですが、本年5月1日時点の発達障害児の人数は、町内4つの保育園合わせて22人と報告がありました。これに対する保育士の加配措置に対する助成制度ですが、国の制度では、身体障害者手帳及び療育手帳を持つ児童が4人以上いる場合に補助金の加算が行われますが、町では、障害者手帳等の有無にかかわらず加配が必要と認められる児童がいる保育所については、障害児1人から補助金の加算を行うこととしております。

補助金の額は、在籍する対象児童が1人から5人までが月額6万3,750円、6人以上は月額12万7,500円としております。

また、保育士の処遇改善に取り組む保育所への財政支援措置については、各保育所の入所児童数、保育士の経験年数など、国が定めた加算額を補助金として交付するもので

す。昨年度の財政支援額は、町内4つの保育所で合計712万7,000円を交付しております。

また、兄弟姉妹で保育所に入所する場合の対応についてですが、町の入所基準に基づき、フルタイムで働いているなど保育の必要度の高い児童から、育児休業中・休職中の方など、必要度の低い児童まで優先順位をつけ入所決定しておりますが、兄弟姉妹の入所については、できるだけ同じ保育所に入所できるよう配慮はしております。

しかしながら、優先度の高い方が同時期に入所申し込みをされた場合には、別々の保育所に入所いただくこともあります。今年度におきましては、兄弟姉妹の入所申し込みは84世帯あり、いずれも同じ保育所に入所いただいております。

保育料については、就学前の子供の数に対し、二人目の子が通常の保育料の半額、三人目以降の子については無料となります。

次に、2番目の子育て支援策についてですが、子育て応援メールは、妊娠中の方や就学前のお子さんがある方を対象に、携帯電話やパソコンに子育てに関する情報を届けるもので、登録時に入力された出産予定日や子供の生年月日などの情報から、月齢や年齢に応じた出産や子育てに役立つ情報を定期的に配信し、子育て世代の皆さんを支援するサービスとして、一部の自治体でその取り組みが行われています。

町では現在、母子健康手帳交付時の面談、妊娠期間中・出産後の各種相談、保健師による乳幼児家庭全戸訪問、各種予防接種の接種勧奨などで相談支援を行っています。また予防接種の種類、受け方、スケジュール等の情報提供につきましては、町のホームページや年度当初に町内全戸配布する保健事業予定表をもとに、保健師の訪問活動や健康センター等での育児相談の際に案内を行っております。

議員御提案の子育て応援メール、予防接種お知らせメールは、タイムリーな情報を随時お届けできるという点では有効な媒体の一つではありますが、個々に合わせたスケジュール管理がどの程度可能であるか、情報過多の現在、どのタイミングで、どのような情報発信がより効果的であるか、また、増加する事務量や開始するための配信システム導入の費用対効果等、検討すべき点も多いことから、今後、先進事例も参考にしながら研究してまいりたいと考えています。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○1番（沖田） 御答弁ありがとうございました。

国の基準では手帳保持者が4人以上の場合の補助金となっておりますが、熊野町の場合、手帳がなくても1人から補助金をつけていただいているということで深く感謝しております。

先ほど御答弁にもありましたが、発達障害児、町内22人というふうに御答弁がありましたが、これはどのような基準において判断されているのかお伺いしたいのですが。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（馬上） 光本民生部次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○民生部次長（光本） 22人という数なんですけども、これは各保育園4つございますが、各保育園に照会をいたしました。これは発達障害という、特に医師の診断書等で客観的に判断をされた段階での数字ではございません。あくまでも保育園のほうで発達に課題があるという判断をいただいた数字を挙げていただいた結果でございます。

ちなみにくまのみらいでは13名、熊野中央保育園では4名、ひかり学園では2名、初神保育園では3名で、合計22名でございます。

以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（馬上） 沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○1番（沖田） 今御答弁いただいたように、あくまでもこれは医師の診断書が基本になっているのではなくて、保育所の実情を考慮いただいたと考えてよろしいでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（馬上） 光本民生部次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○民生部次長（光本） 今申し上げたものは医師の診断書をとっていないということで、実務的なことになろうと思っておりますけども、実際に今後、先ほど部長が答弁で申し上げましたように、こうした発達に課題があるお子さんに対しての保育士の財政支援を保育所のほうから申請をいただくという手続に入ろうかと思っておりますが、その段階では保護者の方に診断書をとっていただいて、保育所のほうから町のほうに出していただくと。それ

をもって財政支援の補助金の交付手順を踏んでいきたいというように考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（沖田） 保護者の方に医師の診断書をとっていただくということだったんですけども、自分の子供が発達障害児であるということを保護者の方が簡単に認めるというのは大変厳しいものがあると思います。自分のおなかを痛めて産んだ子供ですので、ちょっと発達がおくれているなど感じて、最後までやはり健常者であってほしい、発達障害児ではないということを感じて育てていらっしゃるお母さんが多数ではないかと思われま。そのようなお母さんに対して、ちょっと発達のおくれが見られるので、医師のほうにかかっただいて診断書をとっていただきたいというのは、非常に難しい問題ではないかと思われま。お母さんにしてみれば、本当に最後の最後までそうでないと信じたい部分があると思いますので、そこは少し配慮していただきたいと思われま。

3歳児健診の際に、発達におくれの見られる幼児については健康課が把握しているのではないかと思われまが、その点についてはいかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 隼田健康課長。

~~~~~○~~~~~

○健康課長（隼田） 3歳児健診の折に発達障害を把握しているかどうかということなんですけれども、発達障害というか、ちょっと疑いがあるようなことで判断をして、その会場で相談事業等を行っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（沖田） 今、町内に発達障害児が22人いらっしゃるという御答弁があったんですけども、この22人の中には、今言われた3歳児健診の際にそのような傾向のある児童に関して、人数がこの中に含まれているのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~  
○民生部次長（光本） 今の22名の中なんですけども、具体的に保育所と町の健康部門と含めてすり合わせをした数字ではございません。あくまでも今の段階では保育所から報告いただいた数字でございます。

先ほど議員がおっしゃいましたように、保護者の方との対応は非常に慎重に行わなければならないというふうに考えております。特に、これは保育所のほうで実態なんですけども、今みらい保育園のほうで特に3歳児2人の発達に課題のあるお子さんに対して1人保育士の方が加配でつけていただいている実態がございます。そのケースも、実は保護者の方、それと保育園のほう、うちの民生課等ともよくよく接触をとらせていただいているお子さんでございます。というようなことで、当然誤解があってもいけませんし、現場のほうでも発達に課題があるからといって必ずつかなければならないという状況でもございません。ほかのみらい以外の保育園につきましては、2名から4名おられますが、現状の保育体制の中で特に主任の方の支援等もありますけども、特に加配をつけて運営をしているといった状況はございません。

いずれにしましても、保護者の方、保育所、町のほうできちっと誤解のないように連携をとって進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~  
○議長（馬上） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~  
○1番（沖田） 医師の診断書を基準にするというのは大変厳しい現状があると思いますので、先ほど申しましたように、健康課と民生課が情報を共有して支援に当たっていただければ、より万全な体制で保育ができるのではないかと思います。それに対しての保育士の加配を重ねてお願いしたいと思います。

保育園においては、突然外に飛び出していく子供を守るために保育士さんたちが走り回っている現状があります。本当に今お聞きしたように、国から定められた以上の手厚い支援をしていただいていることを深く感謝申し上げますが、現場の保育士さんたちが少しでも万全な体制で保育に当たれるよう、さらなる支援をお願いしたいと思います。

先ほどお聞きしたんですけれども、施政方針の中では二通りの支援をするように私は



受けとめていたのですが、この保育士の加配措置と処遇改善に取り組む保育所への財政支援措置ということは、両方とも財政的な支援というふうに受けとめてよろしいのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 保育士の処遇改善の財政支援につきましては、これは保育士さんの給与面の助成になっております。この内容なんですけども、園内の保育士さんの平均勤続年数と各保育所の入所定員によりまして国の基準が定めてあります。その基準単価掛ける年齢別、ゼロ歳から5歳までの各年齢別で国の基準単価が設けてありますけども、その基準単価掛ける実際に園の入所児童数、掛けたものが国の基準額、処遇改善すべき財政支援額というように定められております。この額を各保育園に助成するものでございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（沖田） では、先ほど質問いたしましたけれども、兄弟で別々の保育所に通うようになった方についての経緯をお伺いしたいということだったのですが、御答弁の中になかったように思うのですが、いかがですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 兄弟別々の保育所に入所されておられる方の中で、実は今年度は別々の保育所に入所されている児童の方はおられませんでしたが、昨年1件ございました。この方は休職中ということで、仕事を探しておられるという段階で保育所の入所申し込みをされました。お子さんは3人おられました。先ほど部長のほうから優先順位という御答弁をさせていただきましたが、フルタイムやパート勤務でされておられる優先順位の高い方に比べて、休職中とか育児休養中の方は優先順位が低くございます。この方につきましては、第一希望が熊野中央保育園を希望されておられました。しかしながら、既に定員オーバーという状況がございまして、兄弟同じところに当初は入りたいという

御希望がありましたので、第2希望のひかり学園であれば3人が同時に入れますよというふうに説明をいたしました。随分といろいろ考えられたようなんですけども、実はこの方、以前に一番上のお子さんが中央保育園のほうに一時期入られておられて、制服のほうを実は購入されておられました。という事情がございまして、随分と悩まれたんですけども、一番上のお子さんが中央保育園へ、下の2人のお子さんがひかり学園のほうにということが入られて、納得というんですか、そういった事情があったんですが、保護者の方が選択されてということが入られたというふうに経過として記録しております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（沖田） 制服のことは私も以前御相談いただいたことがあります、大変お母さんにとっては負担になったのではないかと思います。

私が聞いている話によりますと、兄弟で別々の保育所に入所した事例についてですが、私はみらい保育園に通っていらっしゃる方からお聞きしたんですけども、当初は兄弟で一緒に入れたかったのですが、ゼロ歳児の空きがなかったためにやむなくゼロ歳児に関しては初神保育園のほうに、上のお子さんに関してはみらい保育園のほうにということになったそうです。しかし、働いて帰るお母さんが疲れた体で夕飯のお買い物をして、その後、保育所に子供さんを迎えに行く。みらい保育と初神保育園というと、町内の端から端になっておりますので、大変な御苦勞があったとお伺いしております。

そのことに関してなんですけれども、前年度、2月、3月の2カ月間に空きができたということでゼロ歳児の方の退所児童が出たということなんです、あいたのにもかわらず緊急のときのためにあいたままにするよう保育所に通達しているという事実をお聞きしていますが、その点についてはいかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 光本民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 今議員おっしゃられました緊急のためにあけておるというお話は、特に私のほうではそのように保育所のほうに言った記憶もございませぬし、各年齢ごとに実は熊野町には待機児童はいないという状況であるということはありません。しかしな

がら、各保育園によってはそれぞれあきがない年齢の保育園の状況はございます。しかしながら、当然希望される場所にそういった状況の中で入られない状況がございませぬが、だからといって緊急のためにわざわざ空けとくような状況はございませぬ。

以上でございませぬ。

~~~~~〇~~~~~

○議長（馬上） 沖田議員。

~~~~~〇~~~~~

○1番（沖田） 私はそのようにお伺いしているのですけれども、担当課の中で意思の疎通というか、情報の共有ができていないのかなという部分もありますが、先ほど部長が言われましたように、優先順位があるというのは重々承知しております。より仕事の時間の長いお母さんということもあると思いますけれども、こういった急遽空きが出た場合に関しては、できれば兄弟同じところに入所できるように対応していただきたいと思ひます。緊急のためにあけておくというのではなく、先ほど部長がおっしゃったように、同時期に優先順位の高い保護者の方が来られた場合にはその方を優先するというのは当然のことだと思ひますが、空きがある場合には、たとえこのお母さんは2月と3月の2カ月間、別々の保育園にお迎えに行ったということで、大変御苦労さなつたと。この4月からは兄弟一緒のところに入れたそうなんですけれども、たった2カ月ではありますむが、2カ月間、本当に保護者の立場に立ってみれば大変な御苦労だつたと思ひます。そういったことが今後ないように対応していただきたいと思ひますので、ぜひともよろしくお願ひいたします。

2点目の子育て応援メールについてなんですけれども、これはNPO法人のきずなメール・プロジェクトが自治体と共同で行う事業であります。子育て世代にとって一番身近な情報端末であるスマートフォン、携帯電話に、妊娠中から産後にかけて継続的に赤ちゃんの成長や妊娠、子育てアドバイスを届けることは、妊娠、出産、育児への不安を和らげることにつながりませぬ。また、行政が子育て世代とつながることで、町の子育て支援サービスの情報を同時に配信することができ、妊娠中の方には母科学級や出産後の手続の案内、新生児訪問や予防接種スケジュールなど、これまで以上に受け取りやすい形で情報を届けることでサービスの周知率を上げ、孤立した子育てに陥って外部との交流を持ちにくくなりがちな子育てにふなれな保護者に対し、孤立化を防止することができます。それは産後うつ防止や児童虐待を未然に防ぐためにも役立つサービスだと考

えます。

町内におきましては、これは以前お聞きしたお話ですけれども、なれない土地に嫁いできて、子育て、子供と1対1の中でついいらいらして、お母さんが声を荒げてしまっていたところ、御近所の方から児童虐待をしているのではないかとの通報があり、役場の方が家庭訪問をされたそうです。そのときに、まさかそんなことで家庭訪問をされるとは思っていなかったお母さんは大変ショックを受けまして、その後、うつ状態になられたということをお伺いしております。

行政サービスの周知方法として、町広報やホームページがありますが、町広報に関しては自治会に入っていないと届かないため、アパートやコーポで生活している子育て世代の方には届いていない実態があります。また、ホームページなど、おなかの大きいお母さんには、パソコンの前に座って調べる作業も、つわりや体調の変化に伴い難しくなってきますが、横になっていても手元に届くメール配信サービスであればいつでも見ることができます。

また、利用者からは、母親だけではなく、父親も登録することにより、子供の成長についての夫婦間の会話もふえ、父親の積極的な育児参加にもつながっているとのこと、多忙な子育てファミリーにタイムリーで役に立つ情報を提供できると、先進自治体では費用対効果の高い事業として評価されています。先進地といたしましては、大和市や相模原市、また女川町では東日本大震災支援プロジェクトの助成により実現しております。

以前、町長より、子供は未来を担う力であり、子育てしやすい環境づくりは重要であり、少子化が進み人口減少社会において本町が人口を維持していくためにも、子育て支援策の充実が町としても重要な課題であると御答弁がありました。また、さきに行われた全員協議会におきましても、人口維持のため子育て支援に力を入れていくとの御答弁がありました。積極的に子育て世代定住促進を進めている中、先ほども御答弁の中に28世帯、97名の町外からの転入があったとお伺いしましたが、熊野町で子育てできて本当によかったと言われる子育て支援策のさらなる充実をお願いいたします。

子育てに優しい町熊野町として、県内初の導入を心より願い、三村町政のスピードアクションを期待しておりますが、町長、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 子育て応援メール、先ほど民生部長が答弁しましたように、検討はさせていただきます。ただ、システム導入の費用とか、これからマイナンバー制度、こういったことも導入されます。民生部門の費用が非常に膨大するのは間違いありません。介護保険の分野でも要支援1、2が市町村事業とか、こういったことを考えると、大変いい制度ではあるんですが、すぐにやるという答えはちょっとできませんので、検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（沖田） 前向きに御検討してくださると信じ、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 以上で、沖田議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は15時15分からにします。

（休憩 14時59分）

（再開 15時15分）

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて、10番、山野議員の発言を許します。

山野議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（山野） 10番、山野です。2点についてお尋ねいたしたいと思います。明快な答弁をよろしくお願いいたします。

まず1点目、父子健康手帳の活用についてお尋ねいたします。妊娠した女性には妊娠が確認された時点で役場から母子健康手帳が配布されますが、熊野町では全国でも珍しい父子健康手帳が夫にも配布されています。それがいつごろから始められたのか、利用者の反応はいかがなのか。またアンケートをとったことがあるのか。妊娠した妻に対して全ての夫が手帳をもらえるのか。年間の利用状況、今後も続けていくのか、他の市町

での活用状況などをお尋ねしたいと思います。

町内では出産を迎えた夫婦が出産するためのいろいろな準備や体験する講座があることは知っていましたが、実際に母子健康手帳と同じような手帳が父親にも配布されているということは知りませんでした。広島県の湯崎知事が、自分のお子様のために育児休暇をとられ、みずから育メンパパを公表されました。これを知った四国高知県の議員が、低迷している出産率を上げるために、若い男性にも出産育児に対して新しい知識を理解していただくため、ぜひこの手帳を活用したいということで参考資料の請求がありました。

この制度は、若い男性をサポートするためにもよい方法だと思います。この手帳の始めに、初めて妻から妊娠を告げられたときの気持ちはうれしいことはもちろんのこと、反面とまどいや不安な気持ち、家族がふえることへの責任の重大などをひしひしと実感されていると思いますという書き出しで始まっています。

今核家族の多い世の中、男性は赤ちゃんに触れ合うことも少なく、子供の世話をしたことがない、ましてや子供を育てるのはお金がかかる、大変な苦労や責任感が要る、そういう記事が多い世の中。昔に比べ、周りにも子育て中の仲間や知り合いも少なく、仕事と家庭、育児が両立していくのかと不安を感じ、身近に相談する相手もいない。そんなとき参考になるのは、妊娠と出産などの本がありますが、どれも女性の立場での記載が多いと思います。

この手帳は簡単にわかりやすく丁寧に述べられていますし、子供の記録や母親の記録も書き込め、お父さんの出産育児への基礎知識が載っております。例えば、先日、新聞で若い父親が乳児を激しく揺さぶって、脳障害で死亡させた事件がありました。赤ちゃんにはそんな注意も必要だし、頭蓋骨もまだやわらかいから頭を強く押さえないようにとか、育児の注意、ミルクのあげ方、おむつのかえ方、お風呂の入れ方、離乳食のあげ方など、1歳から3歳までの子供の成長過程が書かれています。仕事と生活の調和を支援する制度やサービスのこと、また経済的支援のことや地域の子育て支援などの身近な相談機関の情報が書かれています。

お父さんの初めての子育ての経験や、育児で感じること、心に残ったことの記録も書き込めるようになっていきます。この手帳は母子健康手帳とともに、我が子への乳幼児期の履歴書で、ワクチン接種の記録や病気の記録、成長の記録が書き込めすぐれたものだと思います。よろしく御答弁のほど、お願いいたします。

2点目、西公民館の建てかえ進捗状況をお尋ねいたします。今年度10月ごろには実施設計がつくられる予定と聞いております。その工事の計画状況、完成予定をお聞かせください。西公民館は熊野団地の文化の中心で、地域住民が集う広場であり、生活の一部です。熊野団地と一緒に45年育ち、活用されてきた皆さんに愛された場所です。年齢とともに利用内容は変わってきましたが、何らかの形で今でも利用するグループが一番多い歴史のある建物です。それが建てかえられるのは、うれしいけれども寂しい気もいたします。時代の流れで人生50年、公民館も50周年の新しい誕生になると思います。

そこでお願いですが、若い住民が利用していた時代と異なり、今利用する年代層をよく理解していただき、高齢者に優しいバリアフリーや、力が弱くなっているのに重いすや机は運びづらい、展示用パネルの軽量なものなど、子供たちや若者も使いますが、まだまだ高齢者の利用も考慮されての設計準備をお願いしたいと思います。

以上、2点につきましてよろしくお願ひいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 山野議員の二つの御質問のうち、1番目の「父子健康手帳の活用について」の御質問は民生部長から、2番目の「西公民館建てかえの進捗状況について」の御質問は、教育部長から答弁をさせます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 清代民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（清代） 山野議員の「父子健康手帳の活用について」の御質問にお答えします。

現在、町では母子保健法第16条に基づき、妊娠の届け出をされた方に対し母子健康手帳を交付しております。この母子健康手帳の様式は厚生労働省令で定められており、健康診査等を受けた時に必要な事項の記載を受けるなど、子供の成長記録等が記載されるものとなっています。

議員御質問の父子健康手帳でございますが、本町では、出産・育児について学ぶだけ

でなく、地域での仲間づくりとともに、親になることについて考える機会として実施しております両親学級で、平成22年度から配布しております。現在は、「はじめてパパの育児ガイド」という市販されているパンフレットを活用し、妊娠・出産の気持ちを共感し、母親と一緒に子供を育み、見守るといった父親の育児参加に対する意識を高める啓発を行っております。

年間の利用状況でございますが、平成24年度の両親学級参加者は延べ26名、平成25年度は延べ22名の方に配布しております。

次に、利用者の反応、育児中の父親・母親にアンケート調査をしたことがあるかとの御質問ですが、両親学級事業に参加された後の意識アンケートを行っており、妊婦の大変さがわかった、協力できることはしたい、夫婦で話すよい機会となった等の感想がありました。

次に、他の市町での活用状況であります。近隣市町では、東広島市、海田町でも同様の取り組みをされているとのことでした。

今後も、父親が積極的に育児参加できるような取り組みとしてどのような方法が有効か検討しながら、より効果的な事業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 藤森教育部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（藤森） 山野議員の「西公民館建てかえの進捗状況について」の御質問にお答えいたします。

現在の進捗状況は、西公民館新築及び宅地造成実施設計の入札が終わり、業者を決定したところでございます。新築設計をするに当たって、西公民館の公民館運営審議会を5月中旬に開催し、いろいろな御意見をいただきました。この御意見及び職員等の意見を6月末をめどに取りまとめ、7月から新築実施設計業務に入ります。

御意見を参考にいたしまして、工事予算・計画面積の範囲内で施行案を複数案作成し、全体の公民館運営審議会に諮り、また議員の皆様の御意見をお聞きしながら決定し、2月末をめどに完了の予定でございます。

宅地造成実施設計業務は6月から測量・地質調査を行い、7月から土木設計に入り、9月末をめどに完了の予定です。宅地造成工事につきましては、11月に入札発注、3



月中旬完成の予定でございます。

西公民館新築工事につきましては、平成27年度当初に契約事務を行い、年度中に完成する計画でございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 山野議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（山野） 課長さん、部長さん全てにちょっとお尋ねします。この父子健康手帳って、御存じない人は手を挙げてください。知らないです。私も知らなかったんです。読んでみると、本当に上手に書いてあります。できたらこれは続けていただければと。

なぜこんなことを言うかという、最近離婚率が非常に高くなっております。お母さんが自分の子供は自分で育てて連れて帰られた場合はいいんですけど、男性が自分が引き取ってそれで育てる場合に、お母さんにその母子手帳をくださいと、くれない方もいらっしゃるという話。そうすると、やっぱりその成長過程がよくわからなかったと。生まれたときに一緒に書かれてあれば、安心して育児ができるだろうと思うし、今御両親のところと一緒に子供を育てる男性も非常に多くて、育児じいじとか、育児ばあばとか、そういう人に対してもこれを渡せば、この子供はいつワクチンをやったかとか、あるいはどういう病気をしたとか、どのぐらいの大きさと生まれたとかということがよくわかると思うんです。

ぜひこれを続けていただきたいと思うんですけど、聞くところによると、健康課はこれはあと残り10冊しかないそうです。もうこれを廃盤にしようかというところに来てるという話を聞きまして、それはちょっとせっかくあるのに、先ほど沖田議員からスマホを使ってのメール発信とか言われたんですけど、私たちの年代はメール配信をしてもそれを受け取るものがないので、そういうことはちょっとお金もかかるというなら、これが1冊あれば本当に安いものだと思うので、ぜひとも続けていただければ非常に助かると思います。

お母さんにしても、育児ノイローゼになったお母さんが以前に熊野町で不幸なことがあって亡くなったことがあったんですけど、そういったものにも男性がこういった育児に関する知識があれば、もっと相談ができたのではないかなと思っております。ぜひとも続けていただければと思っております。

それから、2点目についてのことですけれども、非常にいいと思います。もし今の状況で7月ですか、7月に土木設計に入って、11月に工事にかかるとすると、あそこでグラウンドゴルフをやってらした方が、ちょっと今どこへ行けばいいかなというようなことで非常に困っておられますので、そういったところの手配はどうされるのかという点と。

その設計の中に公民館運営審議会が入ってらっしゃるんですけれども、一つぜひお願いしたいのは、この庁舎を建てるときにもお願いしたんですけれども、効率のよい収納スペースの確保をぜひしていただければと思います。今公民館を見ていただければわかるんですけど、必ず机といすが外に出ています。それを事業ごとに出してあれするんですけれども、非常に煩雑な部屋の使い方になります。今庁舎の3階はきれいにスペース、机もいすも収納できるようになっております。ああいった形で会議室も収納スペースをしっかりとしていただければいいと思うし、調理室のスペース、あるいは子供の準備物、子供のいろんな講座をしたりするときの準備物も、できたものや完成品を並べるスペースとか、そういったところも考えていただければと思いますし。各講座、お花なんかの花器なんかの収納スペースなんかも手近にあればすごく便利だと思います。

また、西公民館祭りをするときには大きな照明、あるいは音響設備も、収納がきちっとできるような形で管理されれば、非常にすっきりした部屋の使い方になると思うんですけれども、どうでしょうか。よろしく申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 中村生涯学習課長。

~~~~~○~~~~~

○生涯学習課長（中村） 収納スペースを充実した設計ということでございますが、役場の3階等、またいろいろな公民館を参考にしながら、外から見ても煩雑にならないような設計にいたしたいと考えております。

グラウンドゴルフにつきましては、町民体育館とも相談しながら、受け入れが可能か否か、検討してまいりたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 清代民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（清代） グラウンドゴルフの場という、工事中のということになろうかと思

います。現在、神田の広場、グラウンドゴルフ専用ということではありませんが、できるだけ広く平場をつくるような設計を今年度するようにしております。工事期間中、どうしても重なるところはあろうかと思いますが、神田の広場ができましたらそこも使っていただけたらと思います。

ただ、グラウンドゴルフ専用ということではありません。子供がキャッチボールができるような、そういった子供の遊び場という部分の視点も十分必要かと思えます。そこらを利用者の方がうまく譲り合って、使っていただければというふうに考えております。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 山野議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（山野） あれはどうですか。返事がなかった。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 隼田健康課長。

~~~~~○~~~~~

○健康課長（隼田） 今、議員さんがお持ちの父子健康手帳でございますが、これ一般に市販されているものでございます。今現在、残り10冊ということで、健康課のほうで中身を見まして、「はじめてパパの育児ガイド」、こちらのほうがわかりやすいんじゃないかということで、ちょっとそちらのほうに移行しております。

ちょっとそちらの父子健康手帳におきましては、子供の成長記録とかを書くところがあるんですけども、「はじめてパパの育児ガイド」のほうには情報誌というか、冊子に全部書き込むところはないようです。

部長のほうから答弁ございましたように、どれが一番父親にとってわかりやすい案内になるかということも検討しながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 山野議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（山野） 父親のガイドというのは読んだんですけど、書き込むところが本当になかったんですよ。やっぱり自分の記録として残しておかないと、本当にワクチンがいつあったのか、例えば大きくなって水痘にいつかかったとか、そういう状況なんかをそ

の子に、結婚する前にあげるとかしたら非常にいい記録になると思うんで、ぜひとも続けていただければと思っております。

ちょっと余分なんですけども、グラウンドゴルフが町民体育館のグラウンドを使ったらどうかという、町民体育館のほうのグラウンドでグラウンドゴルフの人口がどれだけふえているか御存じですか。すごい数の人数がふえています。ほんと1,000人以上ぐらいがああグラウンドを、ほんとにひしめき合って、とるのがなかなかとれない、普通の人だととれないぐらいやっております。できたら今の神田のグラウンドゴルフ場がそういう貸し出しというか、そういった形で上手に使っていければいいと思うし、工事中にはどこか代替地をしていただければと思っております。

グラウンドゴルフだけじゃなくて、子供の遊び場も非常に大切だと思います。先ほどの藤本議員が言われたんですけども、私は考え方がちょっと違って、立派な遊具は要らないと思います。後の管理が大変です。それよりかは、今言ったみらいのところにちょっとした遊具を置いて、三世代のおじいちゃん、おばあちゃんたちがそこで一緒に子供と遊ぶと。身近なところで公園をしっかりと利用していただければと思っております。

以上、すみませんけども、対処をよろしくお願いいたします。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 以上で、山野議員の質問を終わります。

続いて、5番、荒瀧議員の発言を許します。

荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（荒瀧） 5番、荒瀧でございます。

私は3月に引き続きまして、実は3月にたくさん資料を御準備いただいたのではないかなと思うんですが、ちょっとリニアモーターカーのほうに走ってしまいましたものから、ちょっと焦点になるところをもう一度お聞きしたいなど。あくまでもこれは私、熊野の町の宝になるべく筆の里工房であろうと思っておりますので、そういう視点の中で、中・長期計画に基づいて、これを私も質問させていただいているという趣旨の中で、まず第1点は、このたびの20周年での国宝展、これのどういう内容なのか。先ほど概略を民法議員のところであったようでございますが、三の丸のほうから来たり、東博のほうからも来るようでございますが、どういう哲学で、どういう精神で、どういう収集

の仕方をされたか。ぜひ筆の里工房の学芸員の方も参加されていると思うんですが、育っていただく意味でも積極的に参加いただいた様子などもお聞きしたらありがたいと思います。

予算委員会で御質問申し上げましたところ、展示のときに学芸員が説明するというレベルであったように聞くんですが、ぜひこれからまだ3カ月あります。町内には立派な図書館もあります。教育と学校と図書館が連携していただいて、国宝というものの理解をする、教養を少し高める意味でも努力する時期ではないかなというのが2点目でございます。

2点目は、2億円余りの売上げが物販でございます。その利益をどういうふう処理されてらっしゃるか、この点。納入業者の問題もあります。T A Uの委託業者の問題もあります。いかにして利益を上げていくか、それを再投資に持っていくか、これは資本主義といいますか、経済活動の原点でございます。公益財団の一面もありますが、しっかりした企業形態になっていく意味でも、この点は視点が必要であろうかと思えます。

最後は、理事会、評議委員会という制度を設けていらっしゃいます。大体あて職であったり、なかなか人選が変わらない面も感じますが、今まで年度末から年始初めにかけて、何度か会を開催されてらっしゃるようでございます。委員の方の御意見等が出ているようであれば、お聞かせいただきたいと思っております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 荒瀧議員の「筆の里振興事業団について」の御質問にお答えします。

まず、20周年記念として開催する企画展「日本の書と筆の宇宙」につきましては、国立東京博物館など多くの方の御協力を得て、国宝や重要文化財を含む日本の書の作品の展示をいたします。企画展の広報につきましては、5月に町内の各小・中学校に社会見学に来ていただくように案内をしております。また、概要が決まりましたので、再度、各小・中学校と熊野高校に案内する予定にしております。

次に、収益事業の利益処理につきましては、本日皆さんにお配りしました「一般財団法人筆の里振興事業団の経営状況説明書類」にも掲載しておりますとおり、健全な運営

が図られていると考えております。

そして、理事会、評議員会での意見でございますが、書の展覧会の充実や、セレクトショップは営利を目的とするものではないので、熊野町のPRに重点を置いて広く広報してほしいなど、建設的な意見をいただいていると伺っております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（荒瀧） ありがとうございます。

何点かございますが、まず最初に、せんだって猪熊弦一郎展がございました。オープニングにも参加させていただいたんでございますが、熊野町の筆の生産量で、議長の御挨拶の内容とちょっと町長の内容が違っておりました。議長は筆の生産量の大半を生産しておるという表現でございました。町長の表現は80%以上つくっていると。これは誰がつくった原案かわかりませんが、これは町長、どういう意味で言われたんでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 80%というのは、今ちょっと言わなくなったんですが、昔から80%以上という数字を使っています。実際に生産量、いろんな理由がありまして、80という数字は使わないほうがいいかなと思うんですが、つくせでいろんな挨拶に出ます。今書道筆に関してはどうかと思うんですが、間違いなく化粧筆は、これは80どころじゃなくて90%以上というのが、これもはかった数字じゃないですよ。そういった意味で使用しております。

今後は80というのがひとり歩きしないように、議長の挨拶にありました大半というのが正確な言い方だと思いますので、私も筆をやっておりましたのでつつい80というのが出るんですが、以後気をつけますので、よろしくお願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（荒瀧） その前にちょっと私が課長さんに御質問したときにも、そういう表現の仕方を最近は使ってないという言い方だと。筆の日には通産局長さんもおられました。量よりもやっぱり質の時代だと。熊野のブランドを大事にしてくれと、信用を大事にしてくださいよという私は挨拶であったように思うんです。

これだけグローバルな時代になりまして、どこで何をつくっているかというよりも、どんな品質管理をしているかと。どこでつくろうが、きちっとしたものができるよと、そのノウハウが私どもの先人がつくってきた熊野の筆産業の根っこにあるんだという魂が非常に大事であろうということを感じましたのと。

もう1点、余談でございますが、私ちょっと開会式を終わりましたすぐ出ましたときに、夫婦が筆の里工房に来られてました。「よくいらっしゃいました」というお話を申し上げましたときに、「どこから来られましたかね」とお伺いしましたら、「岩国から参りました」と。「どんな御縁でございましたかね」と言いましたら、「なでしこで聞かまして」というお話でございました。

今から実は岩国には大変な化粧筆のマーケット、筆のマーケットがふえると思います。これはよいか悪いかは別にしまして外国の方がたくさん来られます。極東一の米軍の空軍基地、エンタープライズも来るようでございます。となりますと、当然観光としても岩国から、また友達を連れて、オリンピックもあります。広島に参られて平和のことを考えながらも、またプラスアルファ、そういう化粧筆のニーズもふえるのではないかなと。

そういう点では、ぜひ町長もそういうPRはお上手でございますので、知事経由のほうがよろしいんでしょうけど、キャロラインケネディさんにぜひ化粧筆をPRしていただいて、やっぱりイシュタブリッシュメントというのは世界に広がっておりますので、私は化粧筆はそれだけ広がる要素を持っていると思います。世界じゅうに通じるものだと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。それは余談話でございます。

国宝展というのは2回目です。前回は陽明文庫。私は御縁があつて京都まで見に行かせていただいたんですが、まだまだ眠ってますね、国宝になるべく要素の資料は。

今回のキーポイントは、何か平安がどうなのというのが前の予算委員会の際にあったようでございますが、今回のコレクションの哲学といいますか、思想というのはどんなところにあるんでございますか。

○議長（馬上） 石井総務部参事。

~~~~~○~~~~~

○総務部参事（石井） 古い時代に漢字が日本に伝わってまいりまして、仏教と一緒に筆が日本のほうに伝わってきたとされております。その後、仏教と一緒に伝わってきた漢字が、奈良朝から平安朝にかけて、漢字が万葉仮名、それから平仮名、片仮名ができてくると。その後に庶民の間に広がってくるわけですが、そういった中国から伝わった漢字が日本独自の文字に変化をしていくと。その過程で筆がかかわっているということが筆の里工房の常設展示のコンセプトでございます。

今回、20周年を迎えるということでございますので、どのように筆が日本文化に深くかかわり、我々の生活の中にあるかということ、そういった展示会の展示品を通して御紹介をしていきたいということから、今回の企画に至ったことでございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（荒瀧） そういう意味では、ハイブリッド化という言い方をされる方があります。仏教も実はインドで始まりまして、どんどん中国に入り、韓国に入ったルートもあるようでございますが。何伝仏教、上座部仏教とも申しますけど。何ルートか入ってきます。

ただ、日本は日本独自のものになっていくんですね。神道もありました、古代神道もね。やはりかな文字というのはすばらしい。いま1点、文芸春秋という雑誌の中で、ぜひ町長読んでいただきたいんですが、伊集院静というのが書の美しさという欄を設けて、今5回目、6回目ぐらいになってますかね。王羲之の書というのが日本でも国宝で残っているようでございますが、これは親筆ではないです。世界じゅうに親筆は残ってないと。なぜかといいますと、唐の当時の皇帝がほれ込みまして、私は初めて知ったんですが、国中探せと。そのときにはあったようです。ただ、わしが死んだらこの書と一緒に埋葬してくれということで、この世にはなくなったと。なぞもあるんですが、当時の権力者がほれ込むと国宝になっていくという歴史もあるわけでございます。

ただ、決して王羲之の書が私は悪いものとも思いませんし、それは写真でしか見てませんがね。そういう形で皆さんがいいというものが国宝になっていくんだらうとは思



んですが、私どものように教養のないものにとっては、国宝を見てもどっちを向いとるんかわからんということも多うございますので、上から目線ではなくて、私ども庶民にもわかるように、せっかくの御縁です。東博も来られる、宮内庁の御縁もある。秋篠宮も工房には来ていただいた御経緯もあるわけですし、大事な御縁をつながりながら広げていっていただければ、次の種が生まれてまいります。

一つ、私は、私の読み方です。今回の猪熊弦一郎の展覧会の中に西武百貨店のポスターがあったでしょう。町長、見られましたか。奥の部屋にあるんです。実は猪熊の出身は丸亀なんです、その隣が善通寺なんです。ここが大平正芳さんの御出身地なんです。この前も申しましたが堤さんと御縁があるんです。深い深いつながりの中で猪熊弦一郎も西武百貨店のポスターの絵を描くという。やっぱり単発ではものはできてないです。

だから、この20年間、石井参事含め、皆さんが御苦労されてここまで成長してきた工房でございます。しっかりとした根を張っていただくように、これからも御精進いただきたいなと思っております。

小中高もそういう形でPRしていただくようでございますので、よりかみ砕いて。学芸員の方もいい方がおられます。素人にわかるように説明する方法も、その人にとっては随分ためになりますので、限られた時間かと思いますが、ぜひ町内に学芸員の方の顔も見えるようにしていただきたいなと思います。

最後でございます。理事会、評議員会の件です。もう1点、営利を目的としないようにという意見があるということによろしいですね、これは。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 内田総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（内田） 町長の答弁にもございましたように、筆の里事業団を設立した、また筆の里工房をつくった理由の中で、熊野町の地場産業の育成、また熊野町の紹介といった形のことを考えていると。実際に熊野町には筆業者さんもたくさんいらっしゃって、その中を踏み込むという形じゃなくて、支援をするというのが目的であるということと考えていきますと、今の営利を主体的に考えるのではなくて、それに支援をする形でできる形を考えていくべきじゃなかろうかということで、そういった御意見であったんだらうということでこちらのほうへ紹介させていただきました。

以上です。



それから東京銀座のセレクトショップ、あわせて現在8名の職員が販売とそれから熊野筆の紹介に従事いたしております。本店のほうは特にふえてはおりません。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（荒瀧） 最後ですが、ちょっと女性が何人か筆のショップのほうにおられますよね。あの方たちは筆工房のパートであり、職員の方ではないということよろしいですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 石井総務部参事。

~~~~~○~~~~~

○総務部参事（石井） 1年更新の職員でございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（荒瀧） 最後はみんな今、子育て支援定住促進という話になるんですが、やはり住んでいただく以上は、働く場所がやっぱり必要です。ディオなんか、特定のお店を言ったらいけませんが、かなりの地域の方を雇っていただいております。地域の商店街は疲弊されているかもわかりませんが、どういう形ででもやはり雇用がふえていくように、そういう視点も踏まえたら、プラス、絶対いいというのはなかなか見つけづらいんですが、若い人の定住にもプラスになると思いますので、そのあたりの努力も、利益はそのあたりに還元できるという趣旨でございます。

ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 以上で、荒瀧議員の質問を終わります。

続いて、2番、片川議員の発言を許します。

片川議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（片川） 2番、片川でございます。本日は通告書どおり、3点お伺いしたいと思います。

以前にもお伺いした西公民館の跡地利用の概要、そして二つ目、町公共事業の入札について、三つ目でございますが、障害者、障害者養護者、保護者の町の支援についてお伺いしたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 片川議員の三つの御質問のうち、1番目の「西公民館の跡地利用の概要について」の御質問は私から、2番目の「町公共事業の入札について」の御質問は総務部長から、3番目の「障害者等の町の支援について」の御質問は、民生部長から答弁をさせます。

西部地域におきましては、西公民館の建てかえを機に、熊野団地地区の活性化に向けた整備を計画しているところでございますが、議員御指摘のとおり、高齢化対策の問題とも大きくつながり、住民の皆さんの利便性の向上や地域の活性化を考える上で、重要な課題の一つであると認識しております。

高齢化への対策といたしましては、平成13年度に、健康福祉の拠点として西部地域健康センターを整備し、高齢者のサロン事業や子育て支援事業などを行っているところでございます。

現在の西公民館の跡地利用につきましては、前回も答弁いたしましたが、フリーマーケットや地域の夏祭り、あるいはPTAが行うバザー会場としての活用や、坊主山商店街の買い物の行き帰りに、ちょっと休憩し、周辺地域の住民が気軽に交流できるような和みの場となるよう、自然の木々や草花の植栽などを計画しております。特に、子育て世代の定住促進と高齢者の交流促進につなげるため、日陰やベンチを設けて、高齢者と若い子育て世代との3世代交流もできる憩いの場として御利用いただきたいと考えております。

また、新たな西公民館の建設やその他の整備により集客機能を高めることで、熊野団地地区を中心とする坊主山商店街の活性化に向け、側面的な支援を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〇議長（馬上） 内田総務部長。

〇総務部長（内田） 片川議員の「町公共事業の入札について」の御質問にお答えいたします。

支出負担行為の主な原因である契約の執行は、地方自治法等の法令及び町条例等の規定に基づき行っております。そのうち学校、道路、公園など、社会資本を整備する公共事業は、総合計画や各種行政計画等に基づくほか、現有財産の保守や機能強化、災害の復旧、住民の生命財産を保護する観点など、住民の福祉向上に資する諸般の要請に基づき、必要な事業費を予算計上し、議会の議決をいただいた上で、実施計画に着手いたします。

契約に際しては、原則、契約価格の決定基準とする予定価格をあらかじめ設定いたします。設定に当たっては、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮することとしており、具体的には、国・県の積算基準、価格調査機関発行の刊行物による実勢単価、参考見積価格等をもとに積算した設計価格に基づきます。

契約の方式は、競争入札契約又は随意契約のいずれかによります。

随意契約は、地方自治法及び町財務規則の規定による要件を満たすものに採用し、その場合も、可能なものについては競争入札への参加資格がある複数の者から見積もりを徴し、最も有利な者を選定するなど、契約の適正化に努めているところでございます。

競争入札契約は、主として指名競争入札の方法により締結いたします。

指名業者は、指名業者選定委員会が、入札参加資格者の中から入札案件ごとに選定します。選定に際しては、過去の成績、入札案件の技術的な適性、同種契約の経験、技術者の状況等を総合的に勘案するなど、選定基準に従った審査を行います。いずれの方式においても、契約締結後は、監督職員等により監督業務及び完成検査を行い、契約の履行を確保いたしております。

また、入札結果の公表や、設計金額が130万円以上の建設工事について予定価格を事後公表するなど、契約事務の透明性を図っているところでございます。

今後も、公共事業の取捨選択及び事業の質の確保に留意の上、契約事務のさらなる適

正化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 清代民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（清代） 片川議員の「障害者、障害養護者、保護者の町の支援について」の御質問にお答えします。

現在、町では、障害者や障害児への支援として、在宅で利用するホームヘルプサービスや就労支援サービス、また、施設への通いや入所のサービスなどを、対象者の状況に応じて提供しております。各種サービスの利用者は、年々増加しており、現在、236人に受給者証を発行しており、特に、就労支援や障害児のデイサービスなど、在宅での利用者が増加しております。町内に、障害児のデイサービス事業所が開設されたことが増加の要因と思われま

す。議員の御質問にあるケアホームなどの入所施設サービスの利用者はほぼ横ばいで推移しております。これは、町内に入所の施設はなく、また、必要時に入所できない現状もあるのではないかと考えております。

施設整備に関し、町の支援として何ができるかとのことですが、入所施設の整備は、障害者やその家族の不安を払拭し、住みなれた地域で安心して生活するためには必要であると認識しております。また、町内にグループホームを整備される動きがあるようですが、現在のところ具体的な建築計画や運営計画については何も伺っておりません。法人から具体的な協議があれば、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（片川） ありがとうございます。

まず、西公民館の跡地の質問についてなんですが、高齢化への対策として西部健康センターの整備、それから高齢者サロン、子育て支援事業等を行ってくださっておられるとのこと、もちろん承知しております。感謝いたしておるところでございますが、そこでお教えいただきたい。西部地域の高齢者並びに子育て世代の何割がこの事業を周知さ

れて御利用なされておりますか。また、健康センターはもちろん西公民館の移転に伴い新西公民館のほうへ移る予定なんですかね。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 隼田健康課長。

~~~~~○~~~~~

○健康課長（隼田） 西部地域健康センターの利用状況ということなんですけれども、西部地区、貴船、石神等ですね、各地区での数字はとっておりません。全体での利用者なんですけれども、生きがいサロンのほうで年間利用者が、平成25年なんですけど延べ1,775人、あと部屋の使用なんですけれども、ダイルーム等の部屋の使用が1万6,013人、浴室の利用者は3,400人となっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（片川） 何を聞いたかったかといいますと、この数字、どうなんですか、利用者数としては多いんですかね。というのが高齢者への対策として健康センター、それからまた高齢者サロンなどと言われているわけなんですけど、こういう箱物の中に、もちろん西公民館なんかもそうなんですよ。箱物だけに入りなじみやすい方もおられれば、ああいう箱物であれば、そういうところで人と接点を持つんであれば家から出たくない方もおられるんじゃないかなという思いがちょっとありまして、この1,775人ですか、1万6,013人という数字をおっしゃった。これは利用者としては多いんですかね。

そして、西部地域の高齢者の割合からいうと、利用者のパーセンテージはどのぐらいになってくるでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 隼田健康課長。

~~~~~○~~~~~

○健康課長（隼田） 利用者の地区については、統計をとっておらないので、西部地区での利用状況、パーセンテージというものを出すことができません。

部屋の使用ということなんですけれども、年間で1万6,013人と先ほど申しまし

たが、日に換算すると51人の方が利用されておるといふようなことで、多いか少ないか。少ないとはいえないと思ひます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（片川） 町のほうとして、いろいろなサービスを全般的に一生懸命やってくださっているところだろうとは思ひんですが、この統計がとれてない。これ平成13年からやっておられることですよ。ことし何年か私よくわかりませんが、この統計がとれてないということに対しての事業というもののとらえ方というものはどうなんですかね。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 清代民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（清代） すみません。サロンにつきましては、大体1回が20名弱の方が利用されております。地域的にいえば、やはり通ひやすいということで団地地域、それから出来庭の今の川角交差点から上の方が多いいということでございます。

サロンについては20名弱ということですが、あそこの2階にマッサージ機とかそういうものもござひます。そこへやはり来られる方が、以前は名前を書いてもらってたんですが、名前は書きにくいということで、地域とか性別とかということを出してありますが、やはり中心は貴船とか、柿迫あたりの方が多いいんですが、そこへ来られる方が大体1日当たり30名余りだろうというふうに記憶してあります。

もちろん町が行うサービスだけではやはり非常に難しいところがございます。そういう意味で各地域の地区社協でサロン、ミニデイホームであったり、先ほど家から出られない方がまだまだ多いいと思ひてあります。そういう方に対しての、ひとり住まいの方の巡回訪問であるとか、そういうような事業についてもやっておりますが、まだまだ周知と申しますか、なかなか家から出られない方が多いいという状況は何とかなきゃいけない課題というふうに考えてあります。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 片川議員。



~~~~~〇~~~~~

○2番（片川） ぜひ回答に、こういう文章を読まれるのであれば、数値を周知して把握しとっていただきたいなという気持ちがいたします。私がする質問ですから大したことじゃないんですが、やっておるよと、町のほうとして努力しておるよということであれば、このぐらいのことは出てきてもいいんじゃないかなという気がいたします。

ただ、今の答弁で熱心にやってくださってるなということは伝わってきましたので、ありがとうございます。

それで、西公民館の跡地利用としてフリーマーケット、地域の祭りの際の会場等として活用ということは今おっしゃったんだろうと思うんですね。以前もこれと同様の回答をいただいたように記憶しているところでございまして、地域の方々、祭りをされる実行委員会とかですね。フリーマーケット等を開催なさる方々との相談とか、町のほうからの投げかけで西公民館の新設に当たって跡地の利用を考えておるよというような、こういったコミュニケーションをとれた・・・のある回答だったんでしょうか。

~~~~~〇~~~~~

○議長（馬上） 内田総務部長。

~~~~~〇~~~~~

○総務部長（内田） 前回も同じ形で、今議員おっしゃるように跡地利用につきましてはフリーマーケット等の利用を考えていきたいと。ただ、現時点で、そのときも同じような形の回答をさせていただいたんじゃないかなろうかと思っておりますけど、今から具体的にまた計画のほうを立てていきます。

実は、きょうの一般質問の中で、町長のほうの回答にもございましたように、地域の中で跡地をそういう形で考えていきたいんだという形の情報発信は、団地全地域の中で発信をさせていただいておりますので、実は具体的にうちのほうで使わせてくれとか、こういう形でやりたいなという形のものは伺っておりません。

ただ、今後は、今、教育委員会のほうの説明にもございましたように、地域の方たち、公民館運営審議会の方たち、またいろんな方たちと公民館の移転に伴う建設の中でも話を出していきますので、いろんなところで今からさらにアンテナを立てて、どういう形があるのか。

また実際に町の中で先般、工房のほうでやりましたフリーマーケット的なものでも大変大きな反響を呼んできたということもありまして、1,000人以上の方が来ていた

だいたということも、これは1日限りのイベントではございましたが、どういう形がまたいいか、またどういう形の面積でやるべきかというのも検討させていただきたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（片川） するっと流したいとこなんですけど、前回、同じ質問をしたときに、フリーマーケットのことで、時光課長だったかな、今のユアーズ跡地でやっておられる、それを主催しとられるような方と話し合いを設けていきたいというような回答はいただいていたんですね。今回も同じ答えですね。また、検討する。検討ということはよう聞くんですが、せんということに理解していいですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 今、あそこを取り壊すのが、来年が建設ですから2年後になるんですね。その間に必ずきちっと整理をします。今、前回と答えが変わってないのは、まだその段階ではないということです。3年間で整備を行いますから、個人的には若干フリーマーケットされてる人には話はしたことはあるんですが、2グループぐらいですね。そういう話があれば、我々は参加させてもらいますよと。まだ計画が決まってないんで、その具体的な話ができないということです。もう1年ぐらいたてば具体的な指示を出して、フリーマーケット、あるいはここに挙げておりますPTAさん、バザー会場に困ってる面もあるんで、年に2回でも3回でも、これはPTA联合会あたりの話になると思うんですが、こういったことを具体的に起こしていきますので、答えが一緒じゃないかと言われるが、あと1年お待ちください、それは。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（片川） 要するに我々もいろいろな角度から一生懸命、町サイドの動きを監視し

た上で、いつ物を申せばいいかわからんのですが、それをしっかりしていかにやいけんということですね。まだ懸案事項であろうと思うようなことでもいきなり決まったりというのも多々ございますので、検討中であるということで、別に私もひっかかったわけでも、ごねたわけでもないんですが、純粹に検討いうものはせんというとらえ方でええんかいうことをちょっと聞きたかったんですけどね。

今、町長、そういうふうに答えてくださいましたので、お願いじゃ思って今から言うことは聞いていただけりゃ。今から西公民館、もちろん西公民館のみならず、西部地域のほうへ力を入れていただいてやっていただくことに関連したことで、これまた一番最初の西公民館跡地のことなんですけど、日陰、ベンチ等を設けることにより、子育て世代の定住促進と高齢者の交流促進、それで3世代交流につなげたいというようなことなんですけど、これも真剣に考慮されてるのかなというような思いじゃったんです。また同じような回答をいただくことでしょうから、これは聞きません。

今から将来へ向けて、これは定住促進のことなんですけど、実のある生活、子育て環境をどの地域でとお考えの町外の方々が、我が町熊野を選択していただくために、何かしら魅力アピールポイントが必要になるかと思いますが、町外の方々の立場に立って考えみたとき何があるのでしょうか。通勤、通学、近隣の自治体に比べたときどうでしょうか。また。日々インフラ整備をしていただいたこと、トンネルもありますね、トンネルの通行料、150円、200円、これも1月1年と普通に重ねればばかにならないということですね。通勤通学の定期等々も家計への負担は大変なものなんじゃないかなというような気持ちがしております。

強いて言えば、近隣の地域に比べて土地購入がしやすいのかなというところなんですけど、また町内でお育ちになり、町外にて現在生活をなされている方々、その家族におかれましても、年を重ねていく親御さんを心配なさり、特に西部地域は多いと思うんですが、親御さんとの生活を考慮される方も、はたまた子供さんの進学を機に熊野町へと思われる方もいらっしゃるかもわからん。また、育った家へ帰ろうかなと検討される方々もたくさんおるように思います。

西部地域の高齢化率を考慮したとき、それに伴う空き家、空き地化現象が急激に進行しないものか、心配しております。現に、団地地域においても、宅地であった土地が駐車場へと変わった土地を、西部地域ではよく見かけることが多くなってまいっております。非常に心配しておるところでございます。

このようなことを考慮したとき、日陰、ベンチ等があれば子育て世代の方々が住みやすい、住みたい、子供をそこで養育していきたいと思える環境なのかなと。日陰、ベンチ等も大変必要なものですが、確かに近隣の高齢者の利用は若干期待できるのかと思うところですが、子育て世代から見たとき、魅力的なものに見えてこないと思われるような気がしてなりません。

いかがでしょうかね。我々が子育て世代のときに、乳母車が必要なときからよちよち歩くようになり、そして小学生と上がっていくわけなんです。当時を思い起こしたときに、収入も少ない、外で遊ばせるには安全で伸び伸びと遊べる遊び場も開放されていない状態。育ち盛りのお子さんたちを屋内で小さい画面に依存させることなく、伸び伸びと土に触れながら、そして遊具に触れながら、知恵を養うことを考えたときに、近隣の自治体の総合公園へ連れていかれる方が大変多かったように覚えております。このような私も、うちの坊主らを連れて瀬野川公園のほうへよう暇をみて連れて行きよったこともあります。

そういうようなことをかいま見たときに、西公民館の予定地計画建物わきに、以前よりお願い申し上げた念願の総合遊具設置との報告を、せんだって全員協議会においていただきましたことを大変感謝しておるところでございます。これは先ほど来から、大きいのがいいのか、小さいのがいいのかいろいろな議論が出ておりますが。子供を育てていくその過程を想像したときに、遊具が近くにあるのか、ないのか、これは大きな違いが出てくるんじゃないかな。それに基づいて住みたい、住みたくない。それだけではございませんけど、それも一つの要因になってくるんじゃないかなというような気がしております。

私が思うのは、跡地に小規模でも遊具を設けていただきたい。ベンチ、日陰も必要でしょうけど。遊具があること、ベンチ、日陰があることで、子育て世代の方と高齢者の方が両方集まりやすいんじゃないかなと。その中での交流で、お互いに得るものが出てくるんじゃないかなというような気がしてならないんですね。

どうか新しいことを一生懸命取り組んでくださるのは非常にありがたいんですが、50年近く西部地域の中心であった西公民館跡地の利用も、いま一度深く真剣に考えていただいて、遊具のある広場、コミュニティセンターもありながら、日陰もありながら、その近くに商店街があって、必要なものがすぐ買える、ちょっとしたものは買いにいけるよという流れをあそこにつくっていただいて、活性化も考えていただけんかなという

お願いします。

いろいろ質問で考えておったんですが、先ほど町長から聞きましたので、お願いしときます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 片川議員の御意見、よくわかりました。今のところ、西公民館跡地は、遊具については新しい公民館の横ということ想定しておりましたが、どの程度の、少しでも小さいお子さんを連れのお母さん方も利用されるわけでありまして、そんなに莫大な大きなものは置きませんよ。ただ、検討はさせていただきたい、それを設置するかどうか。そういうことにしてください。予算の制約もありますので、よろしいでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（片川） 検討という言葉が出ましたが、前向きに進めていただけるということでよろしいですね。規模は、今この程度の規模をしてくれということは申し上げませんが、できる限りの努力をしていただけるという解釈でよろしいですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 約束したわけじゃないんですが、本当に大体私の言う検討はもう御存じのように検討をするというところある程度やりますから、よろしいんですが、設置かどうかは本当に必要性から判断しますので、そういうことでございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（片川） 大変失礼なことを申し上げました。ありがとうございます。

続きまして、入札のことに関してお伺いしたいことがありまして、大変当然の回答であったわけなんです、全くそのとおりであることを願う次第でございます。

ここで誤解なきよう申し上げますが、これよりお伺いしますこと、発言等は、大きな予算がかかわる事柄を広く町民へ理解協力を得るためのものでございまして、御理解願いたいと思います。

そこで、お教えいただきたいんですが、契約締結方法で、競争入札または随意契約のいずれかとありますが、この締結方法が競争入札契約から随意契約へ変わることがあるとしたら、いかなるときでしょうか。そして、また通常、競争入札でやりよったものが要は随契にいきなり変わっているとかいうようなことがあるとしたら、いかなるときなんでしょうかね。そして、またこれは公平さを期しておるのかと。また、入札結果の公表等、契約事務の透明化が適正になされておるということであるんですが、おるんでしょうかね。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 内田総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（内田） 指名競争入札から随契へ変わる、これは要するに当該年度は指名競争入札をしとったんだけど、翌年度から随契に変わるようなことがあるんじゃないかという形の御質問の中でお答えをさせていただきたいと思います。

実は、いろんな形の契約の中に、電算業務とか、いろんな形のものもあります。次年度以降も継続してやらなきゃいけないもの。また、当初の段階でその業者に指名競争入札によって落札したものが、それ以降、契約を引き続きやってもらわなきゃいけないもの。例えば、先ほど言いましたように電算業務とか、例えばエレベーターを入れました、入札で後からつけました、その業務なんかはエレベーターを入れた業者さんにやってもらうのが、ほかのメーカーになったり、同じメーカーの中で競争させるということではできませんので、そういった形の中で、入札の中から随意契約でやっていくということは、これはございます。

基本的には、ただ新しいことというか、例えば道路工事とかいろんな形の中、先ほど御説明の中で申し上げましたとおり、予算の中であらかじめ新たなものとして、新しくつくっていくものについてなんかは、当然のことながら指名競争入札というのが当然の話になろうと思います。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（片川） そうですね、そういう回答なんですね。

以前から、私のほうへどうなんだろうかということがありまして、これは1点、例ですよ、私が聞いたということであって、事実確認は私はできておりません。

その方の思いから言いますと、入札についての疑問点ということなんですけど、はっきりいうてガスです。ガスです。平成20年は13施設であったと。22年度には9施設。24年度には8施設となったため、熊野町へ確認したところ、ガス納入業者が特殊供給へ変更したため随契となったとのことであった。本来、バルク供給自体が特殊な供給ではなく、要はタンクですよ、ちょっとした。近年では私もよく見ますが、集合住宅等で広く採用されている供給方式で、入札施設でありながら、それに変えたからという理由がそれで通される、随契になったという理由で通される。現在納入されている業者のみに便宜が図られ、随契にて、追求がなければ半永久的に提供が続く事態は問題ではないかというようなことですね。これに関してどうでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 宗條企画財政課長。

~~~~~○~~~~~

○企画財政課長（宗條） プロパンガスの供給契約の御質問でございますが、ボンベ方式のガスにつきましては、町内の業者のほうから見積もりをいただきまして、最低価格を提示された業者さんのほうと、これは随意契約を結ばせていただいております。

ただ、例外といたしまして、同じプロパンガスであっても、熊野団地は集中供給方式でございますので、これにつきましては広島ガスさんと特命随契ということとなっております。

また、今御質問の中にございましたバルクタンク方式につきましては、例えば空調設備をガスで回していくという設備につきましては、非常にガスの使用量が多いということで、その施設の中にバルクタンクを設けて、たびたびボンベを監視しなくてもいいような方式をとっておる。そのかわり単価的にはある程度安価な額が期待されるというものであろうと思っております。このバルクタンクにつきましては、設置に当たっては供給業者のほうで初期投資を行うということにしておりますので、初期投資を行った業者との間で随意契約をやっているというような過去からの例がございますが、こういった

供給契約につきまして、今後改善すべき点があるかどうかということについて、また検証させていただきたいと思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（片川） いろいろ思いはあるんですが、今の回答の中でいえば、バルクにかえるときその業者に負担させて、これを本来なら全ての入札業者にそれを提示して負担せいやと、そのかわり誰が設置するかと、こういう公表はあってもよかったんじゃないのかなというような気がしますね。私が言いたいことをここでえっと言うのも今あれなんで、また前向きに考えていただければいいと思っております。

これはまた次の件ですが、平成26年3月18日の午後3時提出期限にて、熊野町8施設のガス供給単価の入札が行われたと。18日の午後3時過ぎても結果が出なかったため、町に確認をとったと。担当部署の責任者が不在。開示は翌日になったとのことです。これが、今までは、それまではそのとき必ず開示があったそうなんです。これでちょっと不信を持たれたんじゃないかなと。結果が出て、落札価格、落札業者を公明正大に公表していただいていたが、ことしの入札においては落札価格も落札業者も確認をとって渋々公表するといった感じであったというふうに捉えられた。結果は26年度、A社が284円、B社が286円という僅差であったため、不思議なタイムラグが談合に要した時間と想定されてもおかしくなかった。また、町役場の内部で業者との癒着があるのではないのかなという感触を得ておられるそうです。

もう1点、筆の里工房の入札において、これは5年に1回なんですかね。施設への納入単価を安くした上で落札し、テナントのガス納入単価を上げているのはいかがなものかと。これは1.8倍ぐらいの金額の差があるみたいなんですよね。安さ至上主義で入札を行うのであれば、筆の里工房納入業者が熊野町全施設を同一単価にて供給するというのも可能なんではないかなと。

それでまた最後に、保安上、夜間熊野町にて宿直体制がない業者が供給を行うのは、有事の際、熊野町民の安全確保につながるのかということをお聞きしております。

まあ結構です。また恐らく何らかの誤解とか、勘違い、説明不足によるものかと思われまますので、万が一あったら、不公平感を感じるのは私がおかしいのでしょうかね。私



は不公平感を感じますけど。今後このような誤解が生じないように、切にお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 今の御指摘の、ちょっと子細は私も理解していないところがあるんですが、契約事務は非常に誤解を招きやすいあれなんで、議員御指摘のような箇所があれば、改善するように私のほうから指示をさせますので、今回はどうか、そういうことで御了解いただきたい。必ず改善はさせます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（片川） ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

二つ目なんですけども、指名競争入札において、業者選出のあれですね、指名業者選定委員会というものがあるんですね。この委員会の人選、委員の人選というものは、どのような基準とどのような形でなされているのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 宗條企画財政課長。

~~~~~○~~~~~

○企画財政課長（宗條） 指名委員会の担当者でございますが、これは選定要綱のほうでそのメンバーが指定をしておりますして、建設関係の担当部課長と契約担当課長、そして委員長が副町長で構成されているところでございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（片川） これは町の職員という考え方でよろしいんですかね。わかりました。

続いて、選定基準で、過去の成績、技術的な適正、同種契約の経験量、技術者の状況を総合的にということのようですね。この過去の実績を問い、品質かつ財産の保全を図るためだと思うんですが、とても大事なことだと思いますが、この基準に、特にインフラ整備のことなんですけど、この基準に限りなく近い業者もですね、またジョイントで

請け負うことにより品質、行財産の構築保全が可能である業者はまだまだ町内に埋もれておるような気がするんですね。伸び悩んでいるように思いますが、いかがなものでしょうかね。

熊野町独自に基準をつくり、みすみす町外に利用を出すことなく、愛郷心を持った町内の事業所に、今より多くのチャンスを与えていただき、郷土愛のもとに質の高いものを構築し、その経験をさせていただくことにより、生かして、町外への公共工事へもどんどん進出していただきたい。そして、なおかつ熊野町にしっかり納税していただくような仕組みができないものなのか。熊野町が熊野町のために事業所を育てる、このようなことを前向きに御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（立花） 建設業からいいますと、まず小さい随意契約という、小さな工事から始めていただいて、その工事のできぐあいとか、その内容を確認させていただき、それでだんだん大きな工事に入っていただくというようなやり方をとってます。ただ、大きな工事については、Aランク、Bランク、Cランクというようなランクづけがございますので、それに基づいた指名をしております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（片川） そうなんですよね。ランクづけがございますよね。ランクづけを例えばCからB、BからAへ一足飛びに行かんですよね。経験実績を積まんとその工事ができないよと。これはいつまでたってもできんのじゃないんですか。できやすい方を熊野の中で熊野の業者を育てて、熊野にしっかり納税していただくために、何らかの形を、今すぐ答えは要りません。検討してみてください。

私が言いたいことはわかると思うんですよ。業者ランクをつけていったときに、このランクを一遍に上げるのは大変なことなんです。はたまた公共工事で実績をつくれな。それじゃあ民間で同等の実績をつくるか、これも大変難しいことだろうと思うんですね。

町内の今の私が物心ついたころから町内にインフラ整備をされているのを見て、いろいろ政治的な力もあったんかわからんですが、町外の業者がたくさん建てられておりますね。その中で、品質の保証ができたのか、保全ができたのかというのが非常に疑問に思えて、ずっと今まで私は来ておりますので、これが少なからず熊野町の業者になれば、随分考え方、とらえ方は違ってくるんじゃないかな。同じ予算であっても、施工の質が変わってくるんじゃないかなという気持ちがしてならないんですね。その上で、ぜひ経験を積めるようなことを町のほうとして模索していただきたいなという気持ちでおります。これをお願いしておきます。

三つ目なんですが、監督及び検査により契約履行を確保するとのことなんですが、インフラ整備において設計監理委託の予算をお見受けいたしますが、項目をお見受けいたしますが、この事業ですね、設計監理。この委託に対して丸投げ感を感じる時があるんですが、考え過ぎなんではなかろうか。数量単価と積算に関しましても、もっと改善の余地があるかのように思うんですが。

今、土木工事と割と現場に適した資料に感じるんですね。建築工事においては、国交省大臣官房官庁営繕部等、また公共建築工事積算基準からの積算資料に基づき、これにのっとり遂行されているようでございますが、これらの資料は、実際現場にそぐうてるのかなど。大きな極端な話が200平米やる工事に対しての単価が1平米当たり何ぼであるよとかいうのと、実際、5平米ぐらいの工事をそれに当てはめられてやってくると、人件費も経費も合わないと思うんですね。この辺のことを考えたときに、特にボリュームの小さな工事においてはそれを感じるんですね。これらのことから、改善をなされてもよい部分があるように思うんですね。

幸い当町においては林さんを始め、登里さんのような優秀な技術者、管理監督者がいらっしゃると思います。どんどん御活躍いただきまして、適正な公示価格を出していただきたいと思うんですね。

どうでしょうかね、町長。技術者がおられます。町にですね。育ておられます。しっかり働いていただくことをお願いしたいのと、もし、これが業務が多忙で不可能ということであるのであれば、民間企業で経験をしっかりされた、現場を把握された、また数字にも強い方を外部から雇われてということも検討されてみてはどんなものでしょうかね。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議員の言われるとおりでと思います。改善すべきところはしたいと思いますので。監督業務が職員みずからやる場合は限られておりまして、業者に委託することもあるんですが、ちょっと甘い面があると言われるとそういう面もあるのかなと思います。職員がはっきりいって少ないんですね。そういう面は、今言われたように、経験のある方、なかなか町内にはそうたくさんおられないんですが、2万5,000人の町ですから、そういう方もおられると思うんで、そういった意味からも、囑託、臨時という形で一考してみたいと思います。建設部長とも相談しながら、またそういうことは考えていきたいと思います。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（片川） すみません、ありがとうございます。

事業所にも育っていただかなければいけませんし、もちろんこれまで熊野町に対して努めてこられた業者、これはお互い様なんですね。仕事をいただいて、させていただいていう中で、これはお互い様なんですが、また埋もれている業者もどんどん出てきてほしいし、その中でせっかく税金を投入して工事を出していただいて、また業者も請負をさせていただいてやらせてもらう以上、質のいいものを残していただかないと、5年先に手を入れる、10年先に手を入れれば済むものが、二、三年先にちょっとまた税金を投入しなければいけないようなことが出てきはせんかな。ここはどうしても積算になってくると思うんですよね。見積もりが的確に行われて、的確な単価で出されて工事請負ができているか、それが遂行できているかということが一番重要なことだと思いますので、ぜひともお願いしておきます。ありがとうございます。

インフラのことで最後に、震災以来資材の高騰とか、人員確保難についての大変な現場も苦労されていると思うんですけど、これに対して、公共工事のこれを勘案した工期、実行予算等の配慮等は検討なさっておられますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（森本） 議員御指摘のとおり、資材等、労力を向こうに全部奪われて、非常にこの近隣はもとより、多くの市町村で不落という現象が起きているのは事実でございます。国もこの不落対策といたしまして、最近はもう現状に合った資材の単価、労務費をすぐに発注するよすということ、県のほうからも迅速に回ってくるよすになりました。

私ども町といたしましても、最新で構成された単価を使うことにより、できるだけ業者の皆様にも不公平感のない設計、積算ができるよすに、努めてまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（片川） 大変ありがとうございます。

またいろいろ努力していただいているんですが、技術者をまた外部からすぐということも難しいでしょうし、簡単なことはあると思うんですね。今の何のことに關しまして、町と接点を持ったいろいろな事業所の方ともしっかり情報を交換していただいたら、お互いのためにならへんかなというような気がします。入札のことはここで終わります。

ケアホームのことですね、ありがとうございます。まだまだ私も勉強不足なんですが、障害を持ちながらともに中学を卒業した友もございました。それから、私の身内にもおありまして、非常に心配しているところでございますが、23年12月議会において、沖田議員が、病気や交通事故により障害者となる可能性が誰しもある。誰しも住みなれた地域で安心な生活をなすため重要な課題、要支援の障害者のためにケアホームの整備を重ねてお願いしておられたと思います。それに対して、当時の回答が、住民アンケートにおいても、今後多大な不安を感じるという回答結果が多かったと答弁なされた。早急の施設整備が基本的には難しいが、事業所や関係機関への働きかけを行ってまいりたいとの答弁でしたが、その答弁に責任を持った動きをなされたものと思ひ信じているところなんですが、どのような動きをしてくださったんでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 加島福祉課長。

~~~~~○~~~~~

○福祉課長（加島） 町内に事業所、大きな法人等もございます。今のケアホーム、グループホームは基本的には広域型の施設、熊野町民だけが入る施設ではなくて、今のところ町外の方も入れる広域型の施設ですので、なかなか町内だけの法人というわけにはいかないかなということもございましたが、基本的には一つの法人さんがそういう動きをされているということで、答弁にもございましたが、今後、保護者の方の高齢化により必要ということもございますので、整備に関しましてはどのような支援ができるかわかりませんが、協議等をいただければ、積極的な支援体制をしていきたいと考えております。

あと、関係機関等ですが、これは基本的には整備費は補助金等がございます、国の補助金等がございますので、そのあたりで町の意見書等というものも必要になってくると思いますので、そのあたりは県等とも協議はしていきたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（片川） ありがとうございます。招致しておられるようで、安心いたしました。さすがですね。

実のところ、先日、事業所の代表の方にお会いする機会がございまして、お話をお伺いしたところ、来月あたりには建築計画、運営計画等をお出しいたしまして、ぜひとも熊野町とひざを突き合わせて御相談、協議に乗っていただきたいということでございました。いろいろ事業形態の中で規制はあろうかと思うところなんですけど、第5次熊野町総合計画においても、将来像実現に向けた施策と具体的な取り組みとして、ともに支え合い、健やかに暮らせる町とするため、障害者の地域での生活の支援をするよう定めておられるようでございますので、前向きな支援を、支援の形はいろいろあろうかと思っております。他町において一例で、あれはいろいろ地域性もあるんでしょうけど、土地を提供された自治体もございます。建物に対しての補助金を出した自治体もございます。これはいろいろ考え方はございませうと思っておりますが、前向きな支援をぜひともしてくださるようなんです、重ねてお願いをしておきたいと思っております。

町長、最後にいかがでしょうか。

